

## 第2章 計画の内容

---

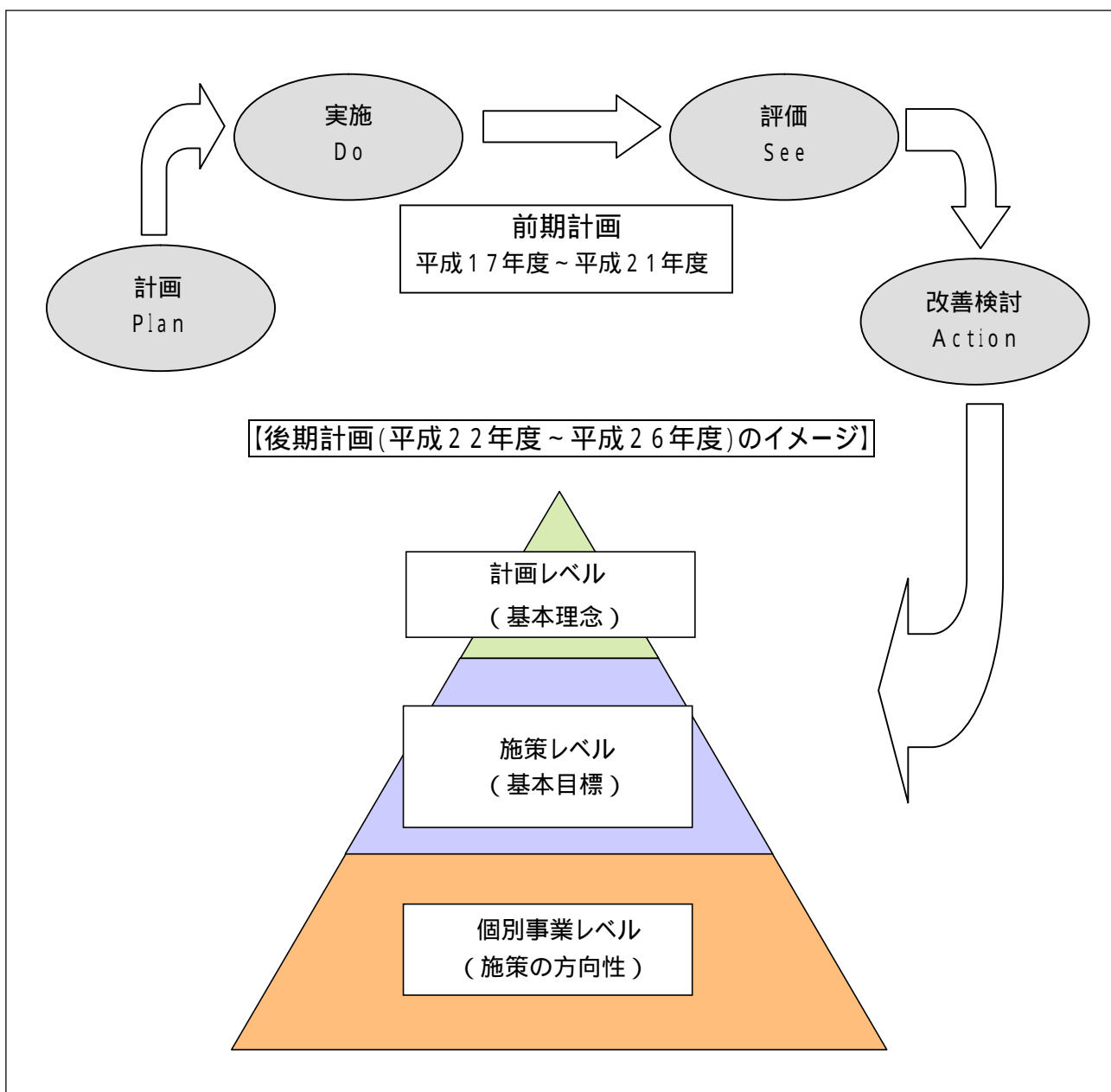
## 第2章 計画の内容

### 1. 後期計画の枠組み

国の行動計画策定指針においては、次世代育成支援対策の推進において、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要であるとされています。このような利用者の視点に立った取り組みの進捗状況を評価するため、単に施策が計画通りに進捗しているかを評価するだけでなく、利用者の視点に立った評価指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことで、これまでの計画（Plan）- 実施（Do）- 評価（Check）- 改善検討（Action）のサイクル（PDCA サイクル）の実効性を更に高める必要があるとされています。

そこで成果を段階的に把握する評価指標として、どこに運用改善点があるか把握できるよう、「計画レベル(基本理念)」、「施策レベル(基本目標)」、「個別事業レベル」ごとに成果指標を設定しています。

これに基づき、前期計画の評価を段階的に実施し、課題を抽出したうえで、後期計画として各レベルごとに改善策を示し目標値を設定しています。



## 2. 後期計画の基本理念

次世代育成支援対策の基本理念としては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければなりません。

そこで、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画においても、前期計画に引き続き、家庭を中心に、行政、地域社会、学校、企業等が一体となり、子育てを社会全体で支援していくという考え方のもと、「子どもの人権が最大限尊重され、子どもが健やかに育つことができる社会」、「親が安心して子どもを生み育てることができ、子育ての喜びや楽しさを実感しながら、親の能力や可能性を見出すことができる社会」の実現を目指すものとして、“親と子の「育ちあい」を支えるまちづくり”を基本理念に掲げます。

### 基本理念：親と子の「育ちあい」を支えるまちづくり

#### <目指すべき社会>

1. 「子どもの人権が最大限尊重され、子どもが健やかに育つことができる社会」
2. 「親が安心して子どもを生み育てることができ、子育ての喜びや楽しさを実感しながら、親の能力や可能性を見出すことができる社会」

#### 基本理念の視点

##### <子育て>の視点

『子どもの健全育成』

子どもの人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育つ環境づくりを図ります。

##### <子育て>の視点

『出産・子育ての支援』

安心して子どもを産むことができる環境づくりに努めるとともに、多様なニーズに対応できる子育て支援を図ります。

##### <親育ち・親育て>の視点

『親としての自覚の醸成、及び』

子育ての喜びが実感できる環境づくり』

親自身が親としての自覚と責任を持って、子育ての喜びを感じながら自分自身の能力、可能性を見出し、子どもとともに成長できる環境づくりを図ります。

##### <まちづくり>の視点

『地域の子育て支援機能の再生』

都市化の進行により低下した地域の子育て支援機能の再生を図り、安心して子育てが楽しめ、地域全体で子育てを支援していくまちづくりを進めます。

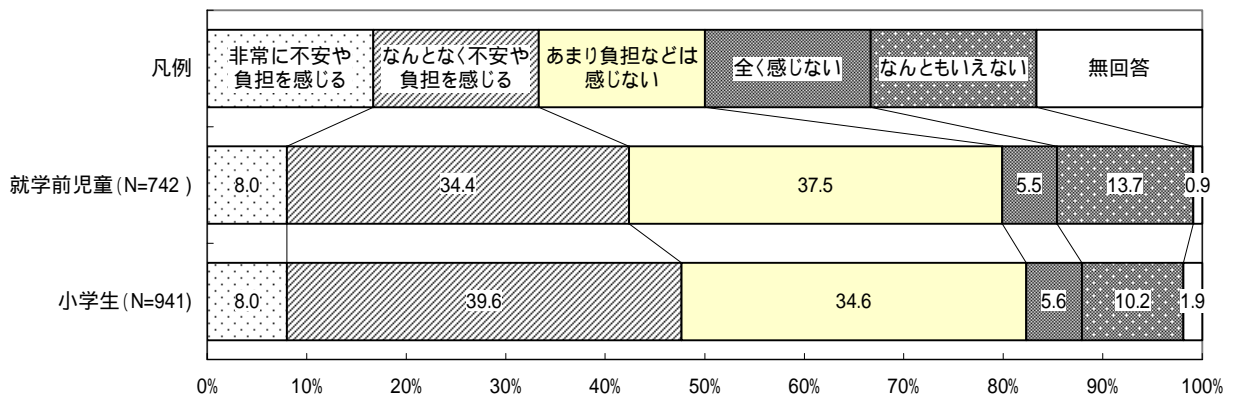
【前期計画の評価】

計画全体の評価をするにあたって、ニーズ調査の結果から、以下のような特徴がみられました。

子育てに関する不安や負担感をみると、就学前児童の保護者は約 42%、小学生の保護者は約 47% が『不安や負担を感じる』( = 「非常に不安や負担を感じる」 + 「なんとなく不安や負担を感じる」 ) と答えています。『不安や負担を感じていない』( = 「全く感じない」 + 「あまり不安や負担は感じない」 ) と答えた保護者も同程度みられますが、後期計画においては『不安や負担を感じていない』保護者の割合を、どのようにして増やしていくかが課題と考えます( 図1 参照 )。

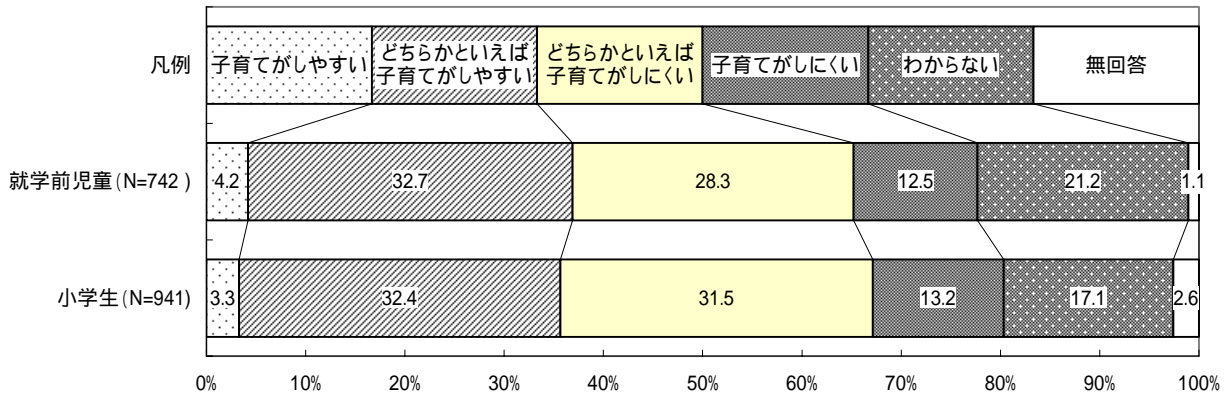
また、太宰府市は子育てがしやすいまちだと思うかどうかを尋ねたところ、就学前児童、小学生のいずれの保護者も 4 割弱が『子育てしやすい』( = 「子育てしやすい」 + 「どちらかといえば子育てしやすい」 ) と答えています。『子育てしにくい』( = 「子育てしにくい」 + 「どちらかといえば子育てしにくい」 ) と答えた保護者の方がいずれも上回っており、後期計画においては子育て支援施策のより一層の充実が求められていると考えられます( 図2 参照 )。

< 図1 子育てに関する不安や負担感 >



資料: 太宰府市子育て支援課

< 図2 太宰府市は子育てがしやすいまちだと思うかどうか >



資料: 太宰府市子育て支援課

## 【後期計画目標値】

指標	平成 16 年度実績	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標値
子育てに関する不安や負担感を感じる割合	48.5%	45.3%	40.0%
太宰府市は子育てがしやすいまちだと思える割合	35.4%	36.2%	50.0%

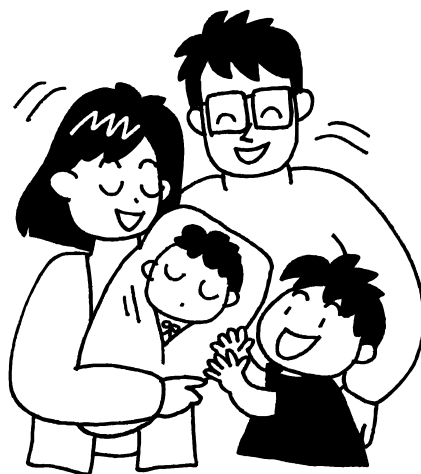
## 【基本目標】

近年、生活様式の急速な変化や価値観の多様化、未曾有の経済不況などに伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。特に少子化の進展は、高齢者を支える生産年齢世代の負担が増加するなど、今後の経済的・社会的な影響が懸念されています。また、子育てについても、職業生活と家庭生活の両立を可能とする保育ニーズの高まりや、児童虐待の顕在化など、対応すべき課題が山積みしています。

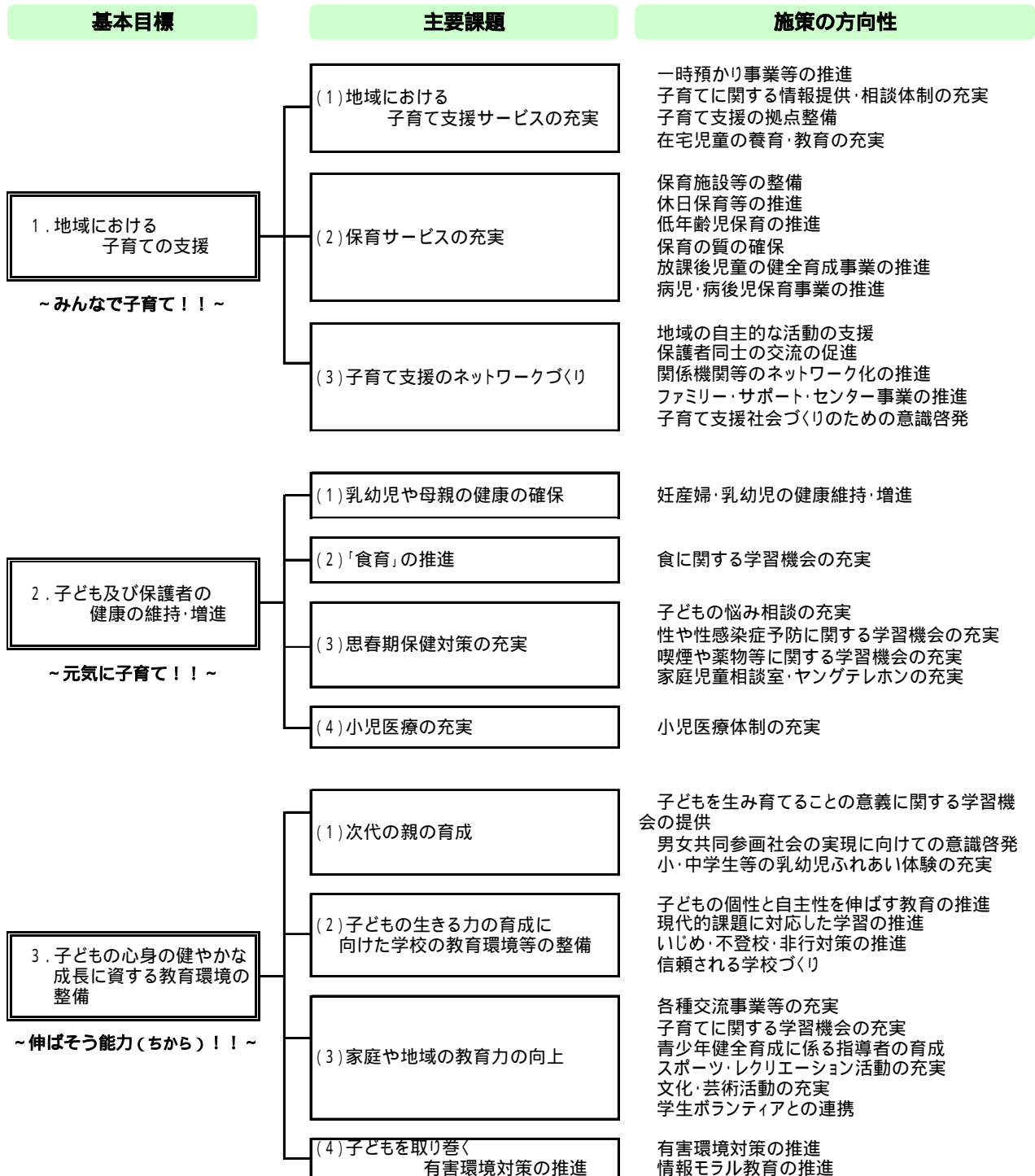
これらの課題に対応するため、後期計画においては

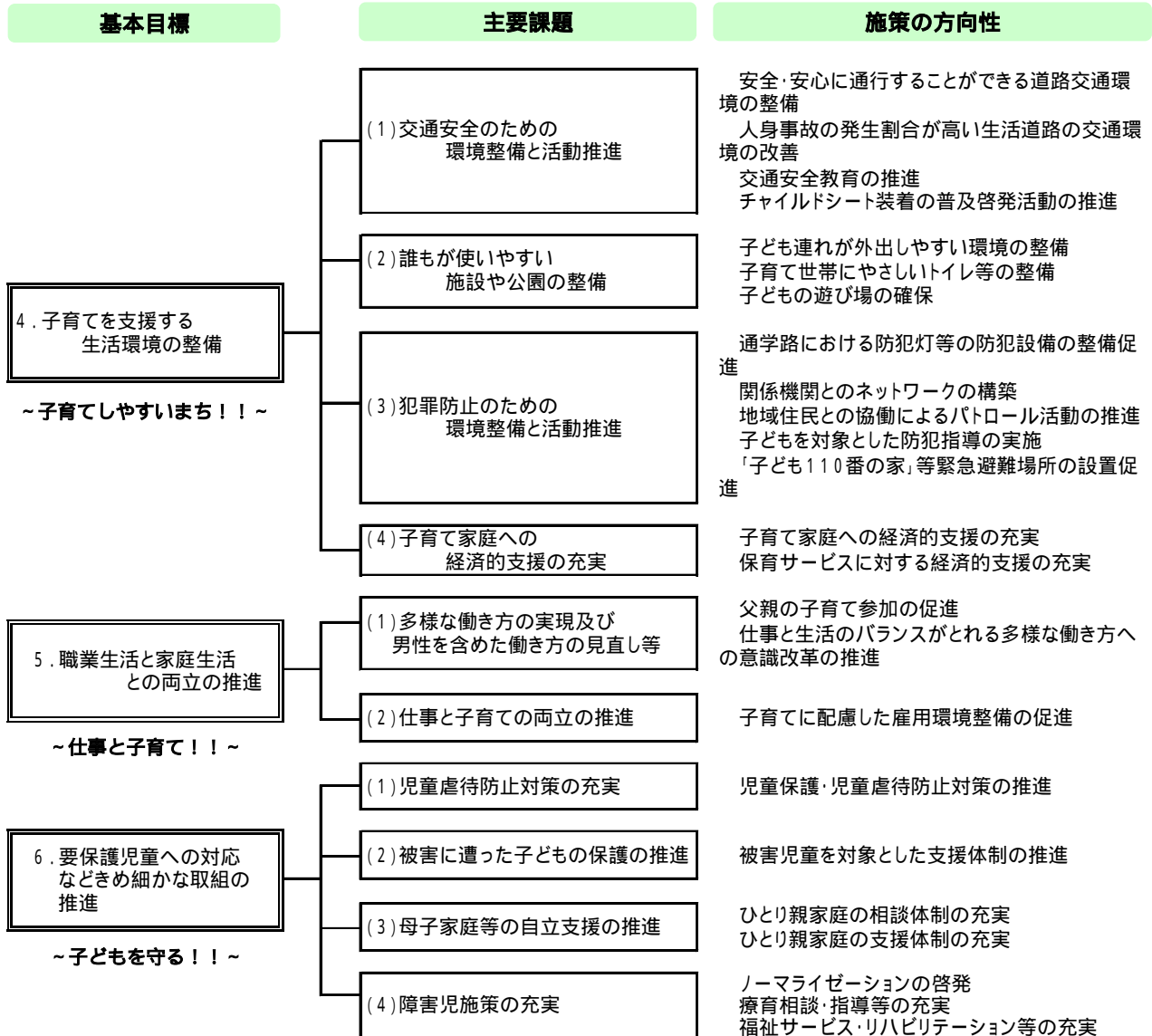
- |                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 1. 地域における子育ての支援             | ～みんなで子育て！！～     |
| 2. 子ども及び保護者の健康の維持・増進        | ～元気に子育て！！～      |
| 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | ～伸ばそう能力(ちから)！！～ |
| 4. 子育てを支援する生活環境の整備          | ～子育てしやすいまち！！～   |
| 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進         | ～仕事と子育て！！～      |
| 6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進    | ～子どもを守る！！～      |

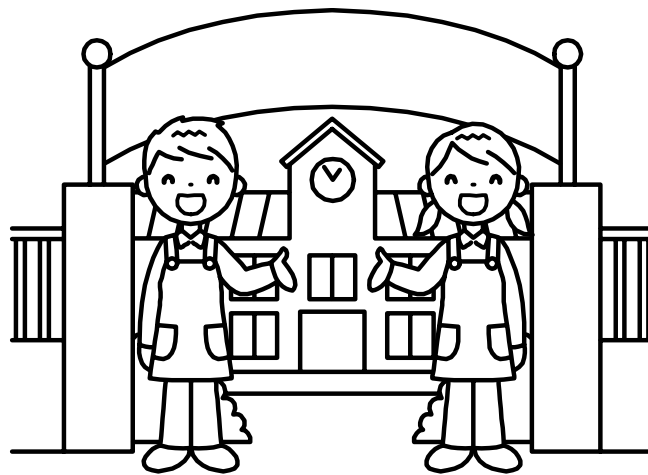
の6つを計画の基本目標として設定し、時代の要請に応じた新たな施策を盛り込んでいきます。



3. 施策の体系







## 4. 基本目標

### 基本目標1 地域における子育ての支援



#### ✿ 主要課題1 地域における子育て支援サービスの充実

- 一時預かり事業等の推進
- 子育てに関する情報提供・相談体制の充実
- 子育て支援の拠点整備
- 在宅児童の養育・教育の充実

#### ✿ 主要課題2 保育サービスの充実

- 保育施設等の整備
- 休日保育等の推進
- 低年齢児保育の推進
- 保育の質の確保
- 放課後児童の健全育成事業の推進
- 病児・病後児保育事業の推進

#### ✿ 主要課題3 子育て支援のネットワークづくり

- 地域の自主的な活動の支援
- 保護者同士の交流の促進
- 関係機関等のネットワーク化の推進
- ファミリー・サポート・センター事業の推進
- 子育て支援社会づくりのための意識啓発

**基本目標1 地域における子育ての支援**

- 1 専業主婦（夫）家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、**地域における様々な子育て支援サービスの充実**を図ります。また、各種の子育て支援サービス等が十分周知されるよう情報提供を行います。
- 2 保育サービスについては、保育所の定員拡大、幼稚園の預かり保育等による**量的拡充**及び休日保育、病児・病後児保育事業等による**多様な保育需要への対応**を図ります。併せて**保育の質の向上**を図ります。
- 3 地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、**地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成**及び**子育てに関する意識啓発**等を図ります。

**【前期計画の評価】**

「太宰府市子育て支援センターの設置」、「幼稚園の時間外保育の促進」、「ファミリー・サポート・センター事業の推進」（一部未達成）、「子育てマップ・ガイドマップの作成」については前期計画中に目標を達成しており、多様な保育ニーズへの対応、利用しやすい子育て支援サービスの促進を行っています。

一方で未達成の項目も多く、特に場所を必要とする事業に未達成の事業が多くなっています。

**【基本目標1 後期計画目標値】**

指 標	平成 16 年度実績	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標値
子育てに関する情報が得やすいと感じる割合	データなし	71.5%	85.0%
希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた割合	データなし	38.4%	50.0%
子育てに関するサークルなど自主的な活動に「参加している」及び「今後機会があれば参加したいと思う」割合	37.8%	45.6%	55.0%

**【主要課題】**

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり

(主要課題1) 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦(夫)家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、**地域における様々な子育て支援サービスの充実**を図ります。また、各種の子育て支援サービス等が十分周知されるよう情報提供を行います。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校就学期	
すべての子育て家庭			3歳未満		3歳以上

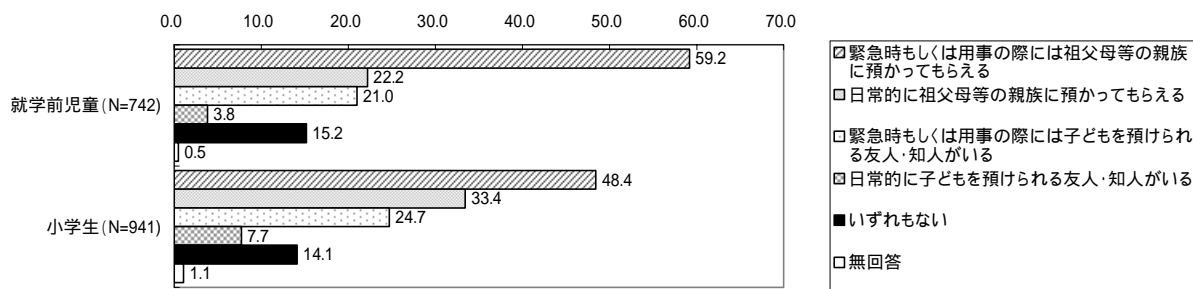
役割分担: 家庭・地域・保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

【現状と課題】

子育てを取り巻く社会環境の変化や子育て家庭の多様なニーズに対応し、子どもを安心して育てる環境を整備していく上で、地域において子育てを支援する仕組みは必要不可欠なことです。

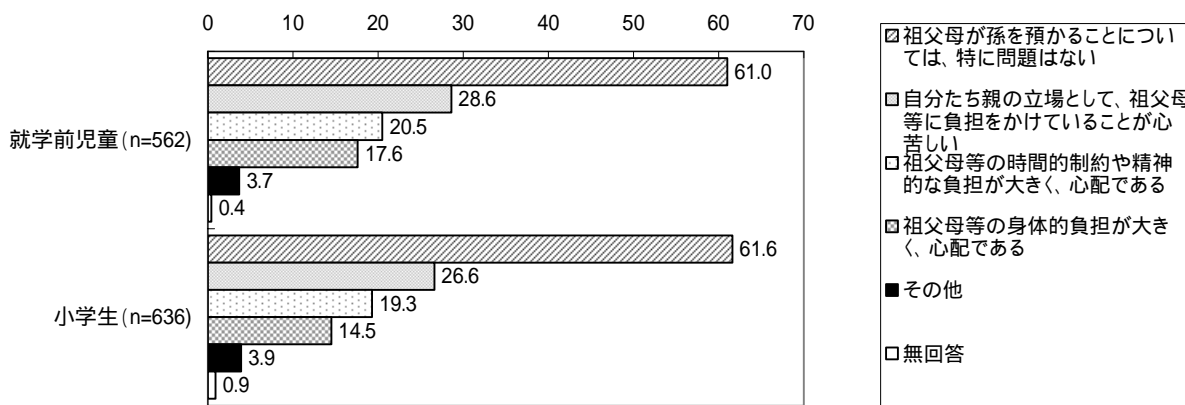
一時預かり事業については、市内認可保育所で実施しているのは現時点において1か所のみで、計画策定前から実施施設は増えていない状況となっています。一時預かり事業を実施するには施設整備及び人員確保が必要ですが、既存の保育所については十分なスペースが確保できず、整備ができなかったことが理由です。ニーズ調査の結果をみると、本市は子どもを預かってもらえる祖父母や友人・知人がいる家庭が比較的多い状況にあるものの、子どもを預けることに心苦しさを感じている保護者も少なくありません。また、家族以外の誰かに子どもを一時的に預けたいと希望する人が3割程度みられ、一時預かり事業に対するニーズは今後高まっていくことが予想されることから、様々な社会資源の活用や人材確保により、ニーズに対応していく必要があるといえます。

<図1-1 子どもを預かってもらえる人の有無>



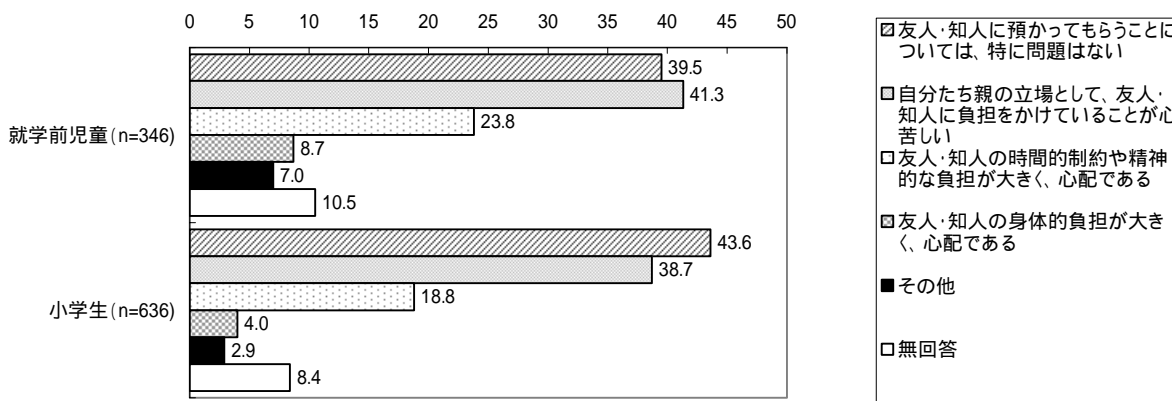
資料: 太宰府市子育て支援課

<図1 - 2 祖父母に子どもを預かってもらうことについて>



資料: 太宰府市子育て支援課

<図1 - 3 友人・知人に子どもを預かってもらうことについて>



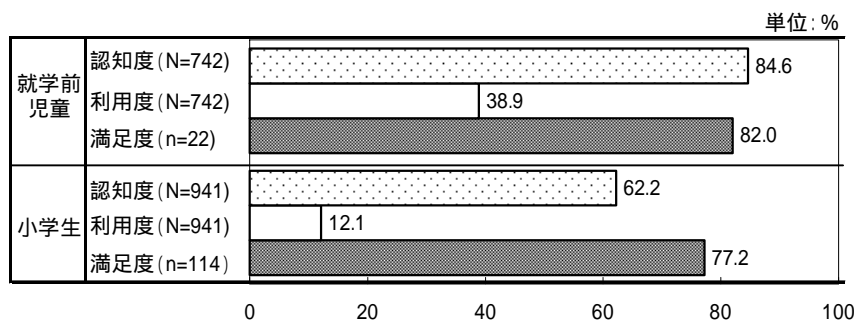
資料: 太宰府市子育て支援課

子育てに関する情報提供については、チラシや市のホームページ、子育て広場等を通じて実施してきましたが、まだ情報が必要な方々に行き渡っていないところがあります。

保護者への相談・助言が行える体制づくりとしての保育所や幼稚園の養育・教育機能の地域開放については、保育所・幼稚園との協議が十分にできず、実現できませんでした。今後は、保護者同士での相談・助言が行える体制づくりを図るとともに、子育てに関する情報提供についても、幅広く、分かりやすい情報提供が行われるよう検討する必要があるといえます。

子育て支援の拠点づくりについては、「太宰府市いきいき情報センター」内に太宰府市子育て支援センターを開所し、保育所における地域子育て支援拠点（保育所太宰府園「たんぼぼクラブ」、筑紫保育園「ちくし子育て支援センター」）とともに、在宅の親子を対象に子育て広場やサロン、講座等を開催し、遊びの提供や情報発信を行っています。また、子育てに関する相談事業も実施しています。参加者も多く、満足度も高い状況にあります。今後は、参加できていない家庭への周知を図っていく必要があるといえます。

&lt; 図1 - 4 子育て支援センターの認知度・利用度・満足度 &gt;



資料：太宰府市子育て支援課

注：満足度については、利用経験のある者のみ回答

また、日々の子育てやしつけ、家庭での健全な生活習慣や教育を保護者自身が家庭内において日々実践できるかどうかも重要なことといえます。本市では乳幼児の保護者を対象とした「にこにこ講座」を実施し、家庭や地域における養育・教育力の向上に努めています。

### 【施策の方向性】

#### 1 一時預かり事業等の推進

- (1) 保育所・幼稚園等における実施箇所の増設など保護者のニーズに応じた一時預かり事業の充実を図ります。
- (2) リフレッシュ一時預かり事業の更なる充実を図ります。

#### 2 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

- (1) 地域子育て拠点と連携し、保育所や幼稚園の養育・教育機能を地域に開放するなど、子育てに関する情報入手や相談が気軽にできる場を確保します。また、各関係機関との連携を強化し、子育て支援担当職員の資質の向上に努めるなど、効果的な情報提供・相談対応ができる体制づくりを図ります。
- (2) 各種の子育て支援サービス情報をまとめた子育て支援マップやガイドブックの作成・配布を実施するとともに、保護者のニーズに対し、どのような子育て支援マップやガイドブックがよいのか検討していきます。
- (3) 広報紙・パンフレット等のほか、インターネットによる情報提供については携帯電話を活用した情報提供方法についても充実を図ります。

#### 3 子育て支援の拠点整備

- (1) 地域の子育て支援の中核となる「太宰府市子育て支援センター」の事業を継続し、子育て広場やサロン、相談事業や子育てサークルへの支援等を引き続き行っていきます。
- (2) 保育所における地域子育て支援拠点事業の増設を検討します。
- (3) 地域の子育て支援の場として、公民館等の地域施設や既存施設を活用できるよう関係機関との調整に努めます。
- (4) 総合福祉センターや保健センター等、関連施設の整備と機能充実を図ります。

#### 4 在宅児童の養育・教育の充実

- (1) 在宅で就学前児童を養育している保護者に対する講座等の充実を図ります。

【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成 17 年度実績	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
1	一時預かり事業の充実	認可保育所・幼稚園等の一時預かり事業の充実を図ります。	6.40 人/日 1 か所	7.20 人/日 1 か所	18 人/日 3 か所
2	地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援拠点事業の増設を促進します。	2 か所	3 か所	4 か所
3	保育所・幼稚園の地域開放の促進	保育所、幼稚園に通っていない児童とその保護者に対して、保育所・幼稚園の地域開放を促進し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。	保育所 4 か所 幼稚園 0 か所	保育所 5 か所 幼稚園 2 か所	保育所 10 か所 幼稚園 5 か所
4	地域子育てサロンの充実	地域における子育てサロンの創設を支援します。	1 か所	6 か所	10 か所
5	在宅児童の養育・教育の充実	保健、医療、福祉等関連分野における子育てに関する講座等について、保護者のニーズを把握し、内容の充実に努めます。		にこにこ講座 ： 4 回	にこにこ講座 ： 5 回



## (主要課題2) 保育サービスの充実

保育所の定員拡大、幼稚園の預かり保育等による**量的拡充**及び休日保育、病児・病後児保育事業等による**多様な保育需要への対応**を図ります。併せて**保育の質の向上**を図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
保育所等の保育サービスを利用する子育て家庭		3歳未満	3歳以上		
					家庭・地域・ 保育所・幼稚園・学校 行政・NPO、企業

## 【現状と課題】

女性の社会進出や労働形態の変化等に伴い、延長保育、預かり保育などの多様な保育ニーズが高まっていることから、柔軟な保育サービスの提供が必要といえます。

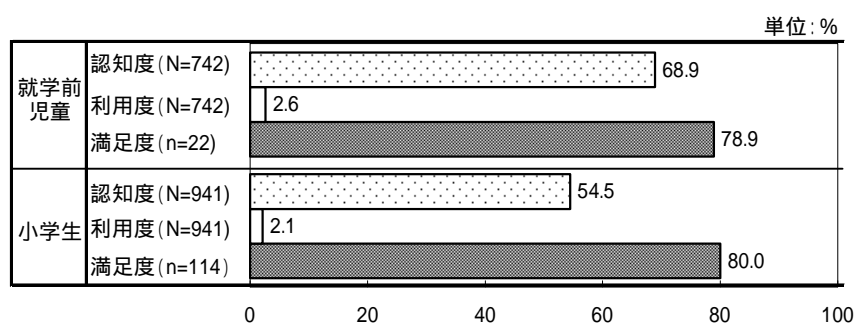
保育所に関しては乳幼児保育の推進や保育所の開所時間の繰り上げ、延長保育の実施など、保護者の保育ニーズへの対応が進められています。しかしながら、入所希望者が年々増加しており、平成21年4月現在、定員780人に対して利用児童数は810人と定員数を超過している状況で、待機児童も発生しています（平成21年4月現在18人）。また、休日保育も未実施のままとなっています。今後も保育需要の多様化に対応した保育サービスのさらなる充実が求められています。

また、就学前における保育は、生涯にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に主体的に対応し得る基礎を培う重要な役割を担っており、保育の質の確保が必要といえます。

学童保育所については利用者の増加に対応するべく、計画期間中に施設整備を図り、定員の拡充に努めてきました。平成21年現在8か所開設されています。指導員の育成に関しては、年間計画で定期的に研修を受講させ、指導員の質の向上を図ってきました。一方、実施体制に関して、保護者のニーズが高い開所時間の延長については、指導員の体制整理を行い、実施に向けて検討中です。学童保育所の利用者は全体としては年々増加の傾向にあり、今後も利用希望者は増加していくと思われます。このため、今後も関係機関と検討しながら、計画的に施設整備を図っていく必要があるといえます。

病後児保育事業については「病後児デイケアセンターだざいふ」を平成17年9月に開設しました。施設利用者のサービスに対する評価は高く、より一層の利用促進を図るため、今後は、施設およびサービス内容の広報の充実並びに利用しやすい仕組みづくりが必要といえます。

< 図1-5 病後児デイケアセンターだざいふの認知度・利用度・満足度 >



資料：太宰府市子育て支援課

注：満足度については、利用経験のある者のみ回答

【施策の方向性】

---

1 保育施設等の整備

- (1) 保育所の待機児童解消のため、安心して就職活動ができ、求職中の入所をスムーズに行えるよう、また、自宅で子育てしている保護者の支援を視野に入れながら、保育所の新設・改築等による定員の増や保育サービスの充実を計画的に推進します。
- (2) 保育所と連携して家庭的保育事業の実施を検討します。

2 休日保育等の推進

- (1) 休日保育の実施の検討を行います。
- (2) 土曜保育の時間拡大の検討を行います。
- (3) 幼稚園との連携により、時間外の預かり保育及び長期休暇期間中の預かり保育の促進を図ります。

3 低年齢児保育の推進

- (1) 産後保育や産前産後休暇明け保育・育児休業明け保育等に伴う年度途中の保育所入所が円滑に行われるよう体制整備を図ります。

4 保育の質の確保

- (1) 保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などを盛り込んだアクションプログラムを策定します。
- (2) 幼児の個性や発達段階に応じた適切な指導が行われるように、研修等を通して保育士や幼稚園教諭の資質と能力の向上に努めます。
- (3) 児童の健康管理や安全対策等に取り組めます。
- (4) 保育の質を担保する観点から、第三者評価等の仕組みを導入し、実施についても取組を進めます。
- (5) 届出保育施設と情報交換等を行い、保育の質の確保を図ります。

5 放課後児童の健全育成事業の推進

- (1) 入所人員の多い学童保育所の2分割の検討及び改修が必要なところについては、小学校の余裕教室などの活用について関係機関と検討しながら、計画的な整備の実施を目指します。
- (2) 指導員の育成と資質の向上に努めます。
- (3) 開所時間の延長について検討します。

6 病児・病後児保育事業の推進

- (1) 病後児保育事業を引き続き実施するとともに、チラシ、ホームページ等を活用し、サービス内容についての広報の充実を図り、併せて利用しやすい手続き方法について検討します。また、疾病の流行期にも対応できるよう病児保育施設の新設を検討します。

## 【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成 17 年度実績	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
6	認可保育所の定員拡大	認可保育所の定員の拡充を図ります。	750 人/日	780 人/日	990 人/日
7	家庭的保育事業の実施	家庭的保育事業を実施します。			9 人/日 3 か所
8	休日保育事業の実施	休日保育事業を実施します。	0 人/日 0 か所	0 人/日 0 か所	10 人/日 1 か所
9	認可保育所の低年齢児保育の充実	低年齢児保育の定員の拡充を図ります。	乳児保育 (0 歳児) 51.3 人/日 8 か所	乳児保育 (0 歳児) 77.8 人/日 8 か所	乳児保育 (0 歳児) 109 人/日 10 か所
			1・2 歳児保育 218.8 人/日 8 か所	1・2 歳児保育 268.3 人/日 8 か所	1・2 歳児保育 312 人/日 10 か所
10	延長保育事業の充実	認可保育所の延長保育事業の充実を図ります。	93.8 人/日 8 か所	91 人/日 8 か所	140 人/日 10 か所
11	幼稚園の時間外保育の促進	幼稚園との連携により、時間外の預かり保育の促進を図ります。	4 か所	70 名/日 5 か所	120 名/日 5 か所
12	第三者評価の実施	認可保育所のサービスの質などについて第三者機関による客観的な評価を行います。	検討中	検討中	平成 24 年度 開始
13	学童保育所の定員見直し	学童保育所の定員の見直しを行います。	380 人/日 7 か所	470 人/日 8 か所	630 人/日 11 か所
14	病児・病後児保育事業の実施	病児・病後児保育事業を実施します。	登録者 127 人 1 か所	登録者 608 人 1 か所	登録者 1,000 人 2 か所



(主要課題3) 子育て支援のネットワークづくり

地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、**地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成及び子育てに関する意識啓発等**を図ります。

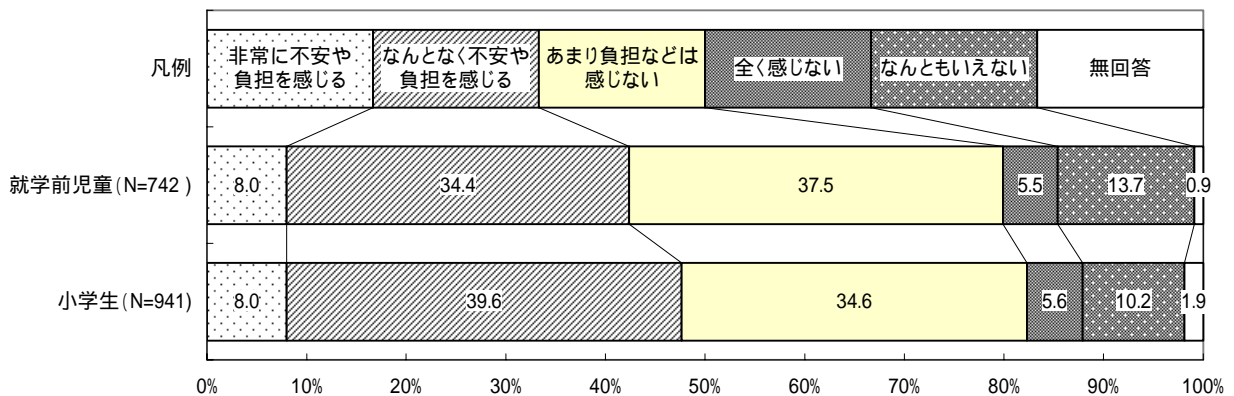
対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
家庭保育を行う 子育て家庭		3歳未満	3歳以上		
					家庭・地域・ 保育所・幼稚園・学校 行政・NPO、企業

【現状と課題】

核家族化が進むにつれ、子育てを支える地域社会の結びつきや、子どもに対する関心が薄くなってきているとともに、子育て家庭の孤立化が危惧されています。

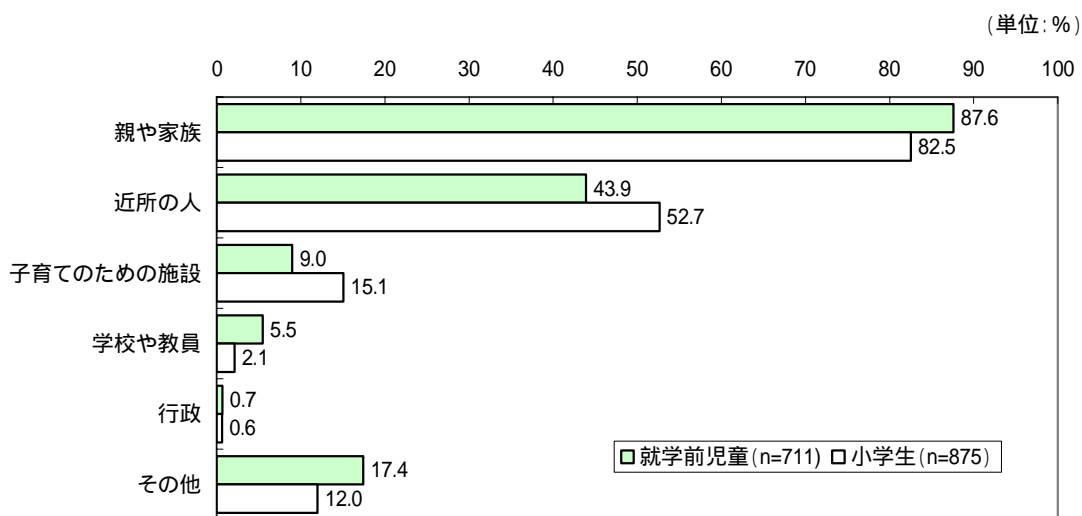
ニーズ調査の結果をみると、子育てに対する不安や負担感を感じている保護者が4割程度みられます。また、子育てに関する相談相手は「親や家族」といった身内への相談が非常に多く、地域の人や保育士・教員、専門の相談員といった外部への相談は少ないのが実状です。また、子育てに関する情報収集については近所の人、友人といった口コミが主な手段となっていますが、近所づきあいが希薄化している状況においては、十分な情報量は得られていないと考えます。唯一、子どもとのつながりが深いのは保育所や幼稚園、学校等ですが、家庭で子育てを行っている保護者は外の人の接触機会が少なくなり、情報収集の手段が限られてしまうため、結局はマスメディアから一方的に発信される情報に頼らざるを得ない状況に陥っていると思われます。

< 図1 - 6 子育てに対する不安や負担感について >



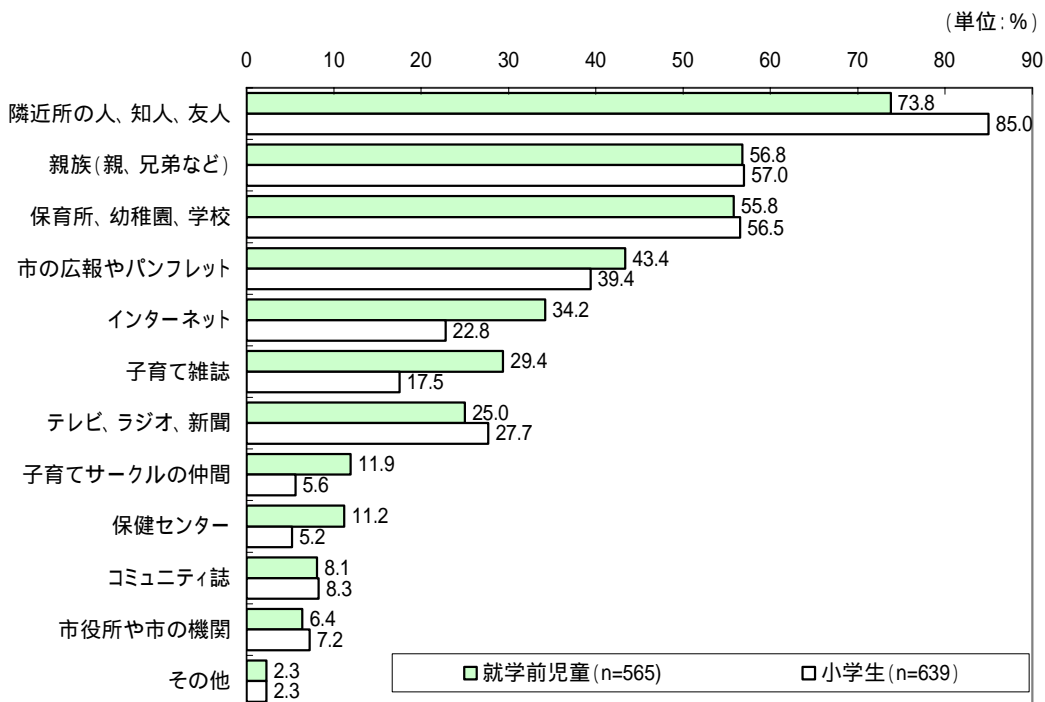
資料: 太宰府市子育て支援課

< 図 1 - 7 相談相手 >



資料: 太宰府市子育て支援課

< 図 1 - 8 情報の入手先 >



資料: 太宰府市子育て支援課

本市は乳幼児を持つ若い世代の転入者が多く、友人も近くにいないため、仲間もなかなかつくれず孤立化した母親や、子育てに不安を感じ、育児不安に陥る母親が増える傾向がみられます。このため、子育てに対して不安や悩みを抱えていても近隣に頼れる人が少なく孤立化することがないよう、地域における子育て支援のネットワークを広げるとともに、ファミリー・サポート・センターなど、市民一人ひとりが地域において参加、連携、交流、協働して子育てを行っていきける環境づくりが必要といえます。

【施策の方向性】

- 1 地域の自主的な活動の支援
  - (1) 今後も引き続き、各子育てサークル及び地域子育てサロンに対する支援を行いながら団体、地域の自主性を伸ばせるよう、連携を図っていきます。
- 2 保護者同士の交流の促進
  - (1) 子育て広場やサロン、出前保育、講座等において、遊びの提供や子育てに関するアドバイスを行うとともに、保護者同士の交流の機会の提供に努め、地域住民自ら子育て支援活動に関わることができるよう支援していきます。
- 3 関係機関等のネットワーク化の推進
  - (1) 子育て支援の充実を図る観点から、保育所や幼稚園、小・中学校、PTA、民生・児童委員、行政、そして地域住民も参加して相互に情報を交換し、地域における子育て支援のネットワーク構築を働きかけていきます。
  - (2) 社会福祉協議会等の関係機関等が行う子育て支援や児童健全育成に係る活動の支援に努めます。また、子育て支援を行うボランティアの育成についても検討します。
- 4 ファミリー・サポート・センター事業の推進
  - (1) 仕事と家庭の両立支援のため、今後もよりよい援助活動の中身、システムを検討、改定しながら、地域全体でファミリー・サポート・センター事業を推進していきます。
- 5 子育て支援社会づくりのための意識啓発
  - (1) 市民や企業・関係団体等に対し、あらゆる機会や媒体を活用した子育て支援社会づくりのための意識啓発を継続的に推進します。
  - (2) コミュニティ意識の醸成や男女共同参画社会の啓発等、関連施策と連携した形での効果的な意識啓発に努めます。

【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成 17 年度実績	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
15	サポーター養成講座	各子育てサークル及び地域子育てサロンの支援者の養成のための講座を実施します。			年3回
16	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業を実施します。	登録援助会員 48人	登録援助会員 383人	登録援助会員 815人
			預かり件数 168件	預かり件数 602件	預かり件数 700件
			1か所	1か所	1か所

## 基本目標2 子ども及び保護者の健康の維持・増進



✿ **主要課題1 乳幼児や母親の健康の確保**  
妊産婦・乳幼児の健康維持・増進

✿ **主要課題2 「食育」の推進**  
食に関する学習機会の充実

✿ **主要課題3 思春期保健対策の充実**  
子どもの悩み相談の充実  
性や性感染症予防に関する学習機会の充実  
喫煙や薬物等に関する学習機会の充実  
家庭児童相談室・ヤングテレホンの充実

✿ **主要課題4 小児医療の充実**  
小児医療体制の充実

基本目標2 子ども及び保護者の健康の維持・増進

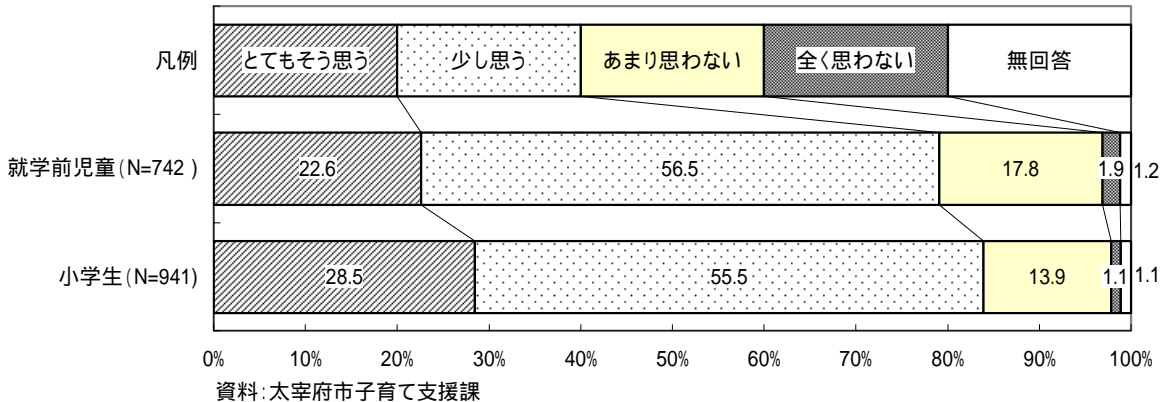
- 1 母子の健康が確保されるよう支援体制の整備を図ります。
- 2 正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。
- 3 性に関する健全な意識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。また、心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実を図ります。
- 4 小児医療の充実・確保を図ります。

【前期計画の評価】

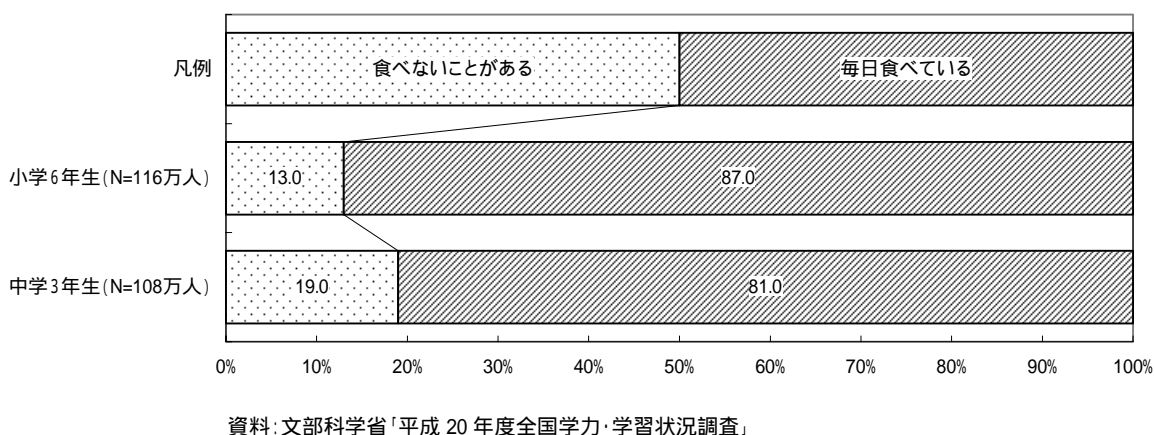
ほとんどの項目で目標値を達成しているが、健康診査については10か月児と1歳6か月児健康診査では未達成であり、より啓発していくことが必要です。

また、健康教育や食に関する学習の機会の充実などでも、未達成のものがあり、特に健康的な食習慣を身につけていると「思わない」と回答した保護者が2割に達しています(図2-1参照)。また、全国的にみても朝食を取らない小・中学生が1~2割(図2-2参照)いるため、食育についてはより充実していかなければならないと考えられます。

<図2-1 子どもが健康的な食習慣を身につけていると思う割合>



<図2-2 子どもの朝食習慣>



## 【基本目標2 後期計画目標値】

指標	平成16年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標値
出産後の育児不安が軽減された割合	データなし	データなし	50.0%
子どもが健康的な食習慣を身につけていると思う割合	データなし	81.8%	85.0%

## 【主要課題】

- (1) 乳幼児や母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実



(主要課題1) 乳幼児や母親の健康の確保

母子の健康が確保されるよう**支援体制の整備**を図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての子育て家庭			3歳未満		3歳以上

役割分担: 家庭・地域・保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その母親においても健康であることが何よりも必要です。我が国の母子保健行政は、乳幼児や妊産婦の死亡率の抑制や疾病の予防を主たる目標として、保健指導、健康診査を中心に各種の施策が展開され、その結果、母子保健の水準は飛躍的に改善されてきました。

本市においても、母子手帳交付をスタートとして、妊婦健康相談、母親教室、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問、乳幼児相談、その他母子に関わる教室、乳幼児健康診査、訪問指導などの事業を通しながら、妊婦から乳幼児への一貫した母子保健活動を展開しています。しかし、一方では高齢出産、若年での妊娠や未婚での妊娠など、母体の健康、安全、精神や生活の安定が整わない形での妊娠を迎えるケースが徐々にではありますが増えています。さらに、少子化、核家族化の進行や都市化、働く女性の増加等により、子どもを育てる環境も大きく変化し、情報の氾濫や地域の中での人と人のつながりの希薄さから、育児不安の増大を招いている状況もみられ、これらの課題に対応していくことが必要となっています。

安心して出産、育児ができるとともに、次の世代を担う子どもたちを地域社会の中で育てるといふ観点にたち、今後も母子保健事業内容の充実に努めていく必要があります。

【施策の方向性】

1 妊産婦・乳幼児の健康維持・増進

- (1) 産前・産後の母子の健康や子育てについての相談及び乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問等の充実に図ります。
- (2) 乳幼児の健やかな成長のために、乳幼児健診の充実に図ります。また、健診未受診者への受診勧奨を強化するとともに、より受診しやすい健診体制の整備に努めます。
- (3) 乳幼児の虫歯予防のため、歯科健康診査の充実に図ります。また、健診未受診者への受診勧奨を強化するとともに、より受診しやすい健診体制の整備に努めます。妊婦についても妊婦健康相談の中で歯科保健の推進を図ります。
- (4) 保健センターで実施されている各教室について、回数を増やすだけでなく、内容の充実や参加しやすい日程での教室実施について検討します。
- (5) 地域の関係団体等との連携を図りながら、子育て不安への対応等、精神的支援に配慮した子育て支援としての母子保健事業の推進に努めます。
- (6) 保健・福祉・医療の連携を緊密化し、母子の健康管理に関する情報システムの構築に努めます。
- (7) 母子保健事業全般について周知を図るとともに利用促進に努めます。

## 【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 26 年度 目標
17	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の充実	母子の援助を行うために、乳児家庭全戸訪問事業を充実し、養育について相談、助言等の充実を図ります。			100%
18	乳幼児健康診査の充実	乳幼児の健やかな成長のために、乳幼児健診を充実し、受診勧奨に努めます。	4 か月児 97.5%	4 か月児 97.5%	4 か月児 98%
			10 か月児 93.8%	10 か月児 93.8%	10 か月児 95%
			1 歳 6 か月児 93.9%	1 歳 6 か月児 93.9%	1 歳 6 か月児 95%
			3 歳児 95%	3 歳児 95%	3 歳児 97%
19	歯科健康診査の充実	乳幼児のむし歯予防のため、歯科健康診査を充実し、受診勧奨に努めます。	1 歳 6 か月児 91.4%	1 歳 6 か月児 91.4%	1 歳 6 か月児 95%
			3 歳児 95%	3 歳児 95%	3 歳児 97%
20	健康教育の充実	保健センターで実施している各教室について、内容の充実を図ります。	母親教室 6 回	母親教室 6 回	母親教室 6 回
			両親教室 4 回	両親教室 4 回	両親教室 6 回
			離乳食教室 12 回	離乳食教室 6 回	離乳食教室 12 回
			1 歳歯科教室 12 回	1 歳歯科教室 12 回	1 歳歯科教室 12 回



(主要課題2)「食育」の推進

正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

役割分担: 家庭・地域・保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

【現状と課題】

生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事に対する配慮が必要です。また、食は人間性の形成と家族関係づくりの基本でもあります。このため、望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通じた家族形成と心豊かな人間性を育てていくことができるよう、保健、教育の分野間の連携を図りつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食習慣に関する学習の機会や情報提供を進めていく必要があると考えます。

【施策の方向性】

1 食に関する学習機会の充実

- (1) 保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携し、自分から楽しく食べようとする意欲を持ち、おいしいものをおいしいと感じる力が育つよう、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、児童を対象とした食事づくり等の体験活動や、子ども参加型の取組を進めます。
- (2) 低出生体重児の増加等を踏まえ、特に母親の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊婦健康相談・母親教室の場等で食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成17年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標
21	食に関する学習機会の充実	児童を対象として食事づくり等の体験活動や、子ども参加型の取組を進めます。	保育所 8 か所	保育所 8 か所	保育所 10 か所
			幼稚園 3 校	幼稚園 5 校	幼稚園 5 校
			小学校 7 校	小学校 7 校	小学校 7 校
			中学校 4 校	中学校 4 校	中学校 4 校
20 【再掲】	健康教育の充実 【再掲】	保健センターで実施している各教室について、内容の充実を図ります。	母親教室 6 回	母親教室 6 回	母親教室 6 回
			両親教室 4 回	両親教室 4 回	両親教室 6 回
			離乳食教室 12 回	離乳食教室 6 回	離乳食教室 12 回
			1歳歯科教室 12 回	1歳歯科教室 12 回	1歳歯科教室 12 回

## (主要課題3) 思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。また、心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実を図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

家庭・地域・  
保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

## 【現状と課題】

思春期における保健対策は従来、学校保健が中心となり実施されてきました。しかし近年、青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用、性の逸脱行動などの問題が注目されるにつれ、子どもたちが健全で豊かな人間性を育む上で、学童期・思春期における心身の健康課題への対応は近年において必要不可欠な状況にあるといえます。しかしながら、現状は各学校に任せている状態で、学校においても充実した指導ができる人員がおらず、また、新たに研修等で学習する時間的余裕を確保することが困難な状況にあります。

思春期保健対策の充実には、学校保健との組織的な連携のほか、地域・他の専門機関・他職種との連携も必要であることから、より一層関係機関への働きかけ及び体制整備を行っていく必要があります。

本市においては、スクールカウンセラー活用事業や家庭児童相談室・ヤングテレホン等の事業を実施しており、今後もこれらの事業を充実していく必要があります。

## 【施策の方向性】

## 1 子どもの悩み相談の充実

- (1) 小中学校等との連携を図り、学校内での教育相談事業の充実と相談員の資質向上に努めます。
- (2) 児童相談所等関係機関が行う子どものための相談事業の広報に努めます。

## 2 性や性感染症予防に関する学習機会の充実

- (1) 性に関する健全な意識が持てるよう、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及が図れる体制づくりに努めます。

## 3 喫煙や薬物等に関する学習機会の充実

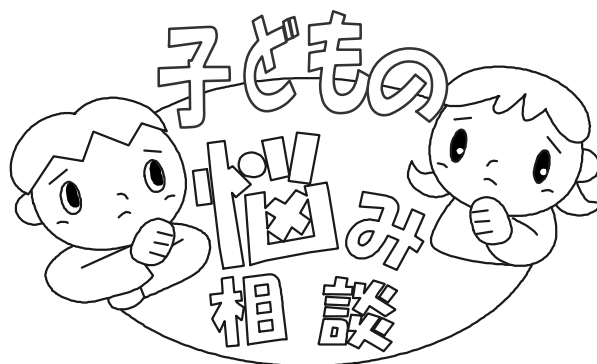
- (1) 興味本位で喫煙や薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が体に及ぼす様々な影響について学習の機会や情報提供が行える体制づくりに努めます。

## 4 家庭児童相談室・ヤングテレホンの充実

- (1) 青少年がかかえている悩み等を電話でも相談できる家庭児童相談室やヤングテレホンの充実を図っていきます。また、利用しやすい体制づくりに努めます。

【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成17年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標
22	スクールカウンセラー活用事業の促進	小学校、中学校へスクールカウンセラーを派遣し、学校内での教育相談回数の増加を図るなど、更なる充実に努めます。	派遣校数 4校	派遣校数 11校	派遣校数 11校



(主要課題4) 小児医療の充実

小児医療の充実・確保を図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

役割分担: 家庭・**地域**・保育所・幼稚園・学校  
行政・**NPO、企業**

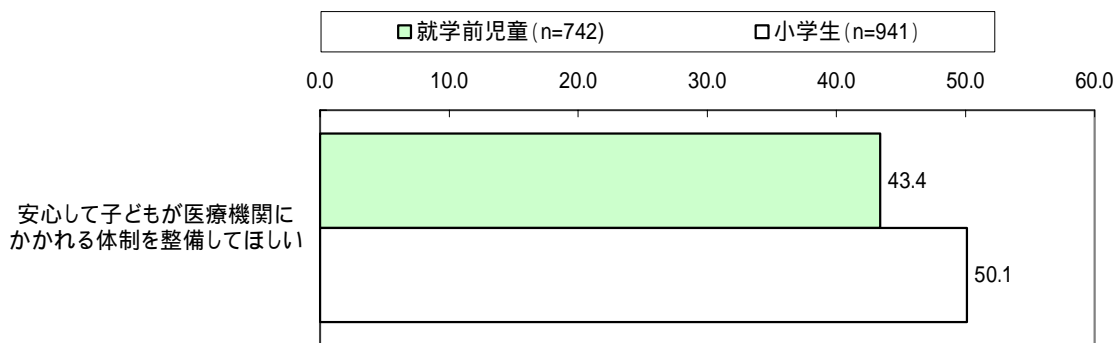
【現状と課題】

小児医療は安心して子どもを育てるための基盤となるもので、母子保健とともに体制の充実が必要といえます。

本市では、関係医療機関との連携を強化し、休日や夜間における小児救急医療の体制を整備しています。これは医療機関が休診する夜間と休日に、筑紫地区管内の中核病院に小児科の開業医が当番制で出向いて患者を診察する体制であり、全国的に見ても先行的な取組となっています。

しかし、ニーズ調査の結果をみると、市に対して期待する子育て支援策の充実内容について、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」と答えた保護者が4割から5割みられ、小児医療体制の整備は引き続き大きな課題であると考えられます。

<図2 - 3 市に対して期待する子育て支援策の充実（医療機関にかかれる体制について）>



資料: 太宰府市子育て支援課

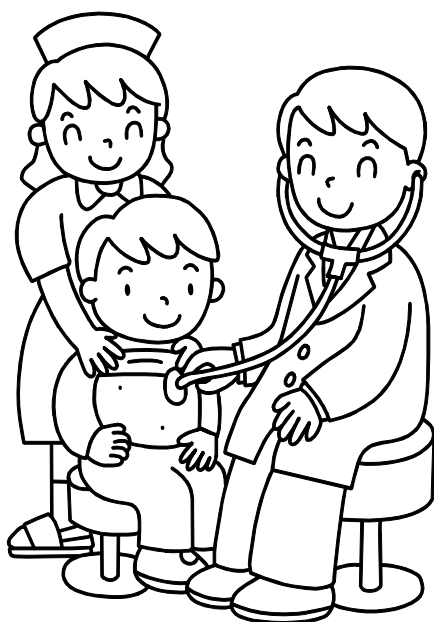
【施策の方向性】

1 小児医療体制の充実

(1) 子どもの急病時にも安心できるよう、休日や夜間における小児救急医療の現体制の充実を図ります。また、適正な受診行動につながるよう、今後も周知に努めます。

【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成17年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標
23	小児医療体制の充実	子どもの急病時にも安心できるよう、休日や夜間における小児救急医療の現体制を充実していきます。	休日・夜間急患受入施設2か所	休日・夜間急患受入施設2か所	休日・夜間急患受入施設2か所



## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



### ✿ 主要課題1 次代の親の育成

子どもを生み育てることの意義に関する学習機会の提供  
男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発  
小・中学生等の乳幼児ふれあい体験の充実

### ✿ 主要課題2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもの個性と自主性を伸ばす教育の推進  
現代的課題に対応した学習の推進  
いじめ・不登校・非行対策の推進  
信頼される学校づくり

### ✿ 主要課題3 家庭や地域の教育力の向上

各種交流事業等の充実  
子育てに関する学習機会の充実  
青少年健全育成に係る指導者の育成  
スポーツ・レクリエーション活動の充実  
文化・芸術活動の充実  
学生ボランティアとの連携

### ✿ 主要課題4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害環境対策の推進  
情報モラル教育の推進

**基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**

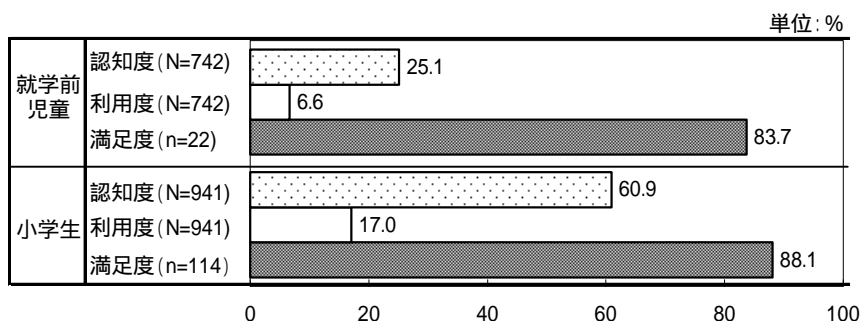
- 1 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について効果的な推進を図ります。
- 2 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう学校の教育環境等の整備を図ります。
- 3 地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を図ります。
- 4 子どもに対する悪影響が懸念される情報について関係業界に対する自主的措置を働きかけます。また、地域、学校及び家庭における情報モラル教育の推進を図ります。

**【前期計画の評価】**

目標を達成した事業と、未達成の事業に二分されていますが、達成した事業の満足度（「家庭や地域の教育力の向上」）は高く、未達成事業についても同程度の満足度を得られるよう推進することが望ましいと考えられます（図3-1参照）。

また、行政区域内で発見された青少年の不良行為件数が増加していますが、これは、警察や関係団体との連携を密にし、巡回等有害環境の浄化活動の推進が図られてきた結果ともいえます。

< 図3-1 家庭教育学級の認知度・利用度・満足度 >



資料：太宰府市子育て支援課

注：満足度については、利用経験のある者のみ回答

**【基本目標3 後期計画目標値】**

指標	平成16年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標値
太宰府市適応指導教室(つばさ学級)に通級している市内小・中学校の不登校児童・生徒数	11人	8人	5人
行政区域内で発見された青少年の不良行為件数	742件	900件	800件

**【主要課題】**

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## (主要課題1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について効果的な推進を図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

## 【現状と課題】

子どもを生き育て、健全で豊かな人間性を育てていくためには、地域ぐるみで子育てを支援していく仕組みも必要ですが、日々の子育てやしつけ、家庭での健全な生活習慣や教育を、保護者自身が家庭内において日々実践できることも重要と考えます。また、家事や育児、子どもの教育などについて男女の共同参画の生活習慣が定着するよう、男女平等社会の意識の醸成に努めることも必要です。

本市では子育て講座を開催し、子育てについて学ぶ場を提供しています。また、土曜日に親子で遊び、楽しめる場を開催し、父親の参加の促進、子育ての楽しさを伝える活動を実施していますが、まだ父親の参加が少ないのが実状です。また、父親の手助けがないと悩む保護者からの相談も聞かれます。

男女共同参画については、市の広報・ホームページ等に掲載し、啓発に努めていますが、未だ全市民的な広がりにはつながっていないのが実状です。

さらには、児童・生徒に対しても、子どもを生き育てることの意義、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取組も必要です。本市では小中学校の児童・生徒に乳幼児やその保護者とふれあう機会を設けていますが、地理的な面で交流しにくいことや授業時数の関係などから全学校での実施にはいたっていない状況です。

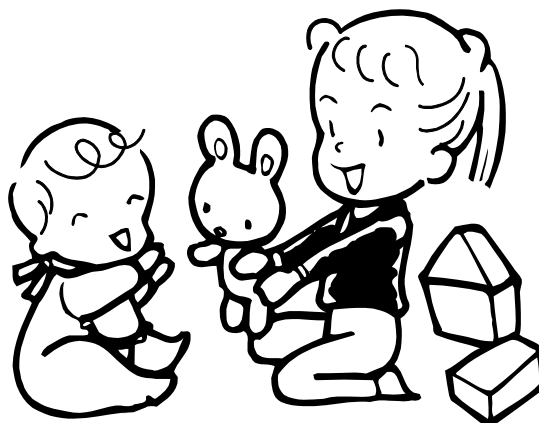


【施策の方向性】

- 1 子どもを生き育てることの意義に関する学習機会の提供
  - (1) 子どもや育児の問題を家族みんなの問題として捉え、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する学習機会の提供とともに、広報・啓発活動を行っていきます。
  - (2) 父親と子どもで話を聞いたり、遊ぶ場を開催し、家庭における父親の育児参加を促していきます。
  
- 2 男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発
  - (1) あらゆる機会を活用した男女共同参画社会の形成を促進するため広報・啓発に努めます。
  - (2) 関係団体が実施する男女共同参画に関する講座等の支援を図ります。
  - (3) 学校教育、社会教育等あらゆる教育の分野において男女共同参画社会の実現に向けての推進を図ります。
  - (4) 男女共同参画プランの後期基本計画を推進していきます。
  
- 3 小・中学生等の乳幼児ふれあい体験の充実
  - (1) 次代の親となる児童・生徒等が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さ、子どもを生き育てる喜びを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、小・中学校及び乳幼児健診の場所等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を引き続き実施します。

【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成 17 年度実績	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
24	児童・生徒の乳幼児ふれあい体験の充実	小学生・中学生等が乳幼児やその保護者とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。	小学校 0 校	小学校 3 校	小学校 7 校
			中学校 3 校	中学校 3 校	中学校 4 校



## (主要課題2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう**学校の教育環境等の整備**を図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

家庭・地域・  
保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

## 【現状と課題】

学校教育は人間形成として必要な資質を養うとともに、豊かな個性や社会性を培うための学力と健やかな体、広い心を育てるという重要な役割を担っています。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等を整備し、子どもの教育力を充実していくことが必要です。また、いじめや非行問題等の青少年の健全育成についても、教育機関の積極的な関わりが必要といえます。

学校教育においては、自然体験、社会体験などの体験活動を取り入れるなど、創意工夫を生かした教育課程を編成し、子どもたちの主体的・創造的な学習活動の充実に努めています。また、情報化社会に適応する教育や外国語教育の充実に努めていますが、外国語指導助手(ALT)の派遣希望が増加しており、今後の小学校外国語活動を考慮すると、ALTの増員を図る必要があると考えます。

生徒指導上の諸問題(いじめ、不登校、暴力等)については、全国的に増加傾向の中、本市においては横ばいもしくは減少傾向にあります。児童生徒の問題行動解決にあたって、定期的に市立小・中学校の生徒指導担当教員らによる生活指導連絡協議会を開催し、事例研究、講話、情報交換等を行っています。

信頼される学校づくりに関しては、多面的視野で評価し、成果と課題に関する助言を行い、連携を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりの推進を図っていかねばなりません。そのためにも、学校評価を行うための学校評議員制度の活用回数の確保などが大きな課題となっています。



【施策の方向性】

- 1 子どもの個性と自主性を伸ばす教育の推進
  - (1) 新学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な教育内容の確実な定着を図るとともに、子どもの個性と自主性を伸ばす教育を推進します。
  - (2) 自然体験や生活体験、職業体験等、各種体験学習の推進を図るとともに、関係機関への協力要請に努めます。
  
- 2 現代的課題に対応した学習の推進
  - (1) コンピュータを利用した情報教育の内容・方法の研究開発や指導者の育成に努め、情報化の進展に対応した教育を推進します。
  - (2) 外国語指導助手（ALT）の増員を図り、外国語教育の充実に努めるとともに、国際化に対応した教育の充実に努めます。
  - (3) 男女共同参画社会の実現に向けた教育を推進します。
  - (4) 環境教育や福祉教育等の現代の教育課題に適切に対応する教育の推進に努めます。
  
- 3 いじめ・不登校・非行対策の推進
  - (1) いじめや少年非行等の問題を抱える児童生徒の立ち直り支援、保護者の子育て支援ならびに引きこもり及び不登校への対応においては、相談員・ヤングテレホン・児童相談所・学校・警察・補導連絡協議会・地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して、関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備します。
  - (2) 不登校児童への適切な指導を行うため「太宰府市適応指導教室（つばさ学級）」の充実に努めるとともに、学校、担任、養護教諭らの連携を今後更に推進していきます。
  - (3) ヤングアドバイザーやボランティアを活用し、人と接する経験を重ね、体験学習を実施し、自信をもたせながら、学力の基礎基本を身につけさせていくことを実施していきます。
  
- 4 信頼される学校づくり
  - (1) 学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
  - (2) 学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、児童生徒と教職員の健康管理に努めるとともに、食に対する指導を通じた健康教育の充実に努めていきます。
  - (3) 地域と関係機関を連携した中で、不審者や携帯電話、ネットによる犯罪に巻き込まれないよう安全体制の充実に努めていきます。
  - (4) 子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていきます。

【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成 17 年度実績	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
25	国際化に対応した教育の充実	外国語指導助手（ALT）の増員を図り、外国語教育の充実に努めます。	2人	2人	3人

## (主要課題3) 家庭や地域の教育力の向上

地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、**社会全体の教育力の向上**を図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上
					家庭・地域・ 保育所・幼稚園・学校 行政・NPO、企業

## 【現状と課題】

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断、社会的なマナー、自制心、自立心等、生きる力の基礎的な資質や能力を育成する上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、核家族が増え、兄弟の数も少なく、近所づきあいも希薄化した現代の家庭では教育力が低下しているといえます。また、最近の青少年の問題行動の深刻化や、青少年を巻き込んだ犯罪の多発など、その背景には家庭のみならず、地域の教育力の低下も一因があると考えられます。

子どもたちの健やかな育成のためには、家庭、地域、学校がそれぞれの教育力の充実を図るとともに、それらの教育力を結集していけるような環境づくりを行うことが必要といえます。本市では、乳幼児の保護者を対象とした、NPO法人との協働による「すくすく子育て学級」及び小・中学生の保護者を対象とした「家庭教育学級」を実施し、家庭や地域における教育力の向上を図っています。

また、子どもが健全で豊かな人間性を育てていくためには、学校の授業以外にも日々の遊びや自然体験など、様々な体験を積んでいくことが大切であり、そのような様々な体験や友だちや家族をはじめ、同じ地域で暮らす多くの人々、また、異年齢集団や障害者、高齢者、外国人等、様々な人との交流を通じて、自ら感じ、学び取る力を育成していくとともに、子どもたち自身も地域の一人として意識することが、社会性の発達につながると考えます。

スポーツ・レクリエーション活動については、現在、太宰府市スポーツ少年団や体育指導委員と連携し、各種大会、研修会等を開催し、子どもたちの健康の維持増進を図っています。ただし、何らかのクラブ等に加入している子どもが対象となっており、クラブに参加していない子どもたちが参加できる教室はほとんどないのが実状です。指導者育成については、市単独での講習会等は実施していないものの、太宰府市スポーツ少年団等では、団体の運営を通じ指導者講習会への派遣や各種自主事業により指導者の育成支援を行っています。

文化・芸術活動については、九州国立博物館、大宰府跡、水城跡、観世音寺、太宰府天満宮など豊富な地域資源・宝があり、市内に点在する史跡を生かした歴史について学ぶ講座が開催されており、これらの資源・宝を今後も生かしていくことが大切であると考えます。図書館では太宰府市文庫連絡協議会と協力しておはなし会や七夕まつりなどの行事を開催しています。

また、太宰府市には多くの大学や短大、高等教育機関があり、その人的資源は、豊富です。市内8大学等で「太宰府キャンパスネットワーク会議」が組織されています。上記のネットワークの下、学生連絡会が作られ、市内清掃や市内事業でのボランティアなど多彩な活動が行なわれています。

今後も、太宰府市特有の地域資源及び人的資源を活用して社会全体の教育力の向上を図ることが必要です。

【施策の方向性】

1 各種交流事業等の充実

- (1) 高齢者等との世代間交流や障害者（児）との交流、国際交流等、多様な交流機会の提供に努めます。
- (2) 民間の非営利団体及びボランティア団体との連携を図り、多様な交流機会の提供に努めます。

2 子育てに関する学習機会の充実

- (1) 保健、医療、福祉、学校等関連分野における子育てに関する講座等（すくすく子育て学級、家庭教育学級等）について、保護者のニーズを把握し、内容の充実に努めます。また、学級生の主体的な学習の場となるよう、できるだけ自主的な運営を進めていきます。
- (2) 各種講座等への参加促進を図るため、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。
- (3) 講座開催時の託児サービス実施等、参加しやすい環境づくりの検討を行います。

3 青少年健全育成に係る指導者の育成

- (1) 関係団体と連携を取り、青少年健全育成に係る指導者の育成事業等の支援に努めます。
- (2) 「太宰府市子ども会育成会連合会」事業のより一層の充実に努めるとともに、各子ども会育成会の情報共有をさらに行っていくよう目指します。
- (3) 「太宰府ジュニアリーダーズクラブ」周知のため、ボランティア・子ども会支援の活動の場を広げ、リーダー・指導者の育成を図ります。

4 スポーツ・レクリエーション活動の充実

- (1) 子どもの健康の維持・増進を図るために、関係団体との連携により、各種スポーツ教室、スポーツ大会、レクリエーション等の充実に努めます。特に、日頃運動をしていない子どもたちが参加できるような教室の企画や、体育指導委員の積極的な活用により各種教室の開催を目指します。
- (2) 太宰府市スポーツ少年団の指導者講習会の自主開催を含め、各種講習会の充実に努めるとともに、各種少年スポーツ団体指導者の育成・支援に努めます。
- (3) 学校体育施設の開放を促進し、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供に努めます。また、スポーツ公園や体育館等の既存のスポーツ施設について、指定管理者を積極的に導入し、利便性の向上と施設の整備に努めます。
- (4) 総合型地域スポーツクラブについて、会員増強を今後の大きな目標に据え、自主運営できるよう組織の体質強化に取り組んでいきます。

5 文化・芸術活動の充実

- (1) 文化・芸術活動も含め、子どもを対象とした各種イベントの開催や活動への参加促進や開催後援等の支援に努めます。
- (2) 史跡等本市特有の歴史的文化の学習機会の充実に努めます。
- (3) 各種施設を活用し、子どもや親子で楽しめる文化・芸術関連の講座・イベントの充実と、活動結果の発表の場の提供に努めます。
- (4) 図書館と太宰府市文庫連絡協議会が協力して開催するおはなし会をはじめ、様々な図書館活動・行事の充実に努めます。

6 学生ボランティアとの連携

- (1) 太宰府キャンパスネットワーク会議と連携して学生ボランティアの協力を得ながら、様々なイベントや活動に取り組みます。

## 【主な施策】

施策番号	事業名等	担当課	平成 17 年度実績	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
26	家庭教育学級・講座の開催	保健、医療、福祉、学校等関連分野における子育てに関する講座等について、保護者のニーズを把握し、内容の充実に努めます。	家庭教育学級：市内小中学校に12学級、各11回	家庭教育学級：市内小中学校に12学級、各12回	家庭教育学級：市内小中学校に12学級、各12回
			いきいき子育てセミナー 市内3会場 各8回	家庭教育学級就学前コース：前期各5回、後期各4回	すくすく子育て学級：前期4回、後期4回
				家庭教育学級合同講座：計4回	家庭教育学級合同講座：計4回
27	総合型地域スポーツクラブの充実	総合型地域スポーツクラブの充実を図ります。	会員数 228 人 16 種目	会員数 250 人 11 種目	会員数 500 人 11 種目



(主要課題4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される情報について関係業界に対する**自主的措置**を働きかけます。  
また、地域、学校及び家庭における**情報モラル教育の推進**を図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

家庭・地域・  
保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

【現状と課題】

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報について、子どもに対する悪影響が懸念されています。特に、性や暴力等の有害情報を内容とするメディアは以前よりも比較的子どもたちの手の届きやすい範囲に存在するようになってきており、これらの有害情報を模した事件が起きるなど、防犯上の観点からも深刻な事態になっているといえます。

青少年教育や青少年対策の分野においては、青少年の健全育成を目指し、小学生とその保護者を対象とした「子ども会」、中学生以上の青少年で組織する「太宰府ジュニアリーダーズクラブ」があります。青少年をめぐる有害環境の浄化活動については、「太宰府市青少年育成市民の会」「太宰府市補導連絡協議会」等が活動しており、学校及びPTA、地域、警察、行政が毎月第2、4金曜日に夜間街頭補導を実施しています。また、一般書店、コンビニエンスストア等に対しては、県から任命を受けた立入調査員が各店舗に対して自主的な規制措置を講じるよう指導をしています。

また、情報モラル教育の推進については、学校における情報教育や家庭教育学級におけるカリキュラム及び各PTAにおいて実施しているところですが、今後は学校、家庭、地域が連携して更なる推進が必要であるといえます。

## 【施策の方向性】

## 1 有害環境対策の推進

- (1) 警察や地域、関係団体との連携により、有害図書等自動販売機の排除や空き家・空き地等非行の拠点となる場所への巡回等、有害環境の浄化活動を推進します。
- (2) 性や暴力等に関する過激な情報に子どもたちが触れないよう、家庭に働きかけるとともに、補導連絡協議会やPTA、ボランティア等の地域住民の活動を推進していきます。また、福岡県知事から任命を受けた立入調査員が、街中の一般書店やコンビニエンスストア等に対して、自主的な規制措置を講じるよう働きかけるなど、有害情報に子どもたちを近づけないよう対策を講じていきます。

## 2 情報モラル教育の推進

- (1) 携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト又はサービスの普及促進に努めます。
- (2) 学校及び家庭と地域との連携・協力を図り、学校における情報教育や家庭教育学級におけるカリキュラム及び各PTAでの研修の場を活用して、定期的に情報モラルの専門家から最新情報を得るための講演会や携帯電話端末等に関する実演講習会の実施を検討します。





## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備



### ✿ 主要課題1 交通安全のための環境整備と活動推進

安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備  
人身事故の発生割合が高い生活道路の交通環境の改善  
交通安全教育の推進  
チャイルドシート装着の普及啓発活動の推進

### ✿ 主要課題2 誰もが使いやすい施設や公園の整備

子ども連れが外出しやすい環境の整備  
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備  
子どもの遊び場の確保

### ✿ 主要課題3 犯罪防止のための環境整備と活動推進

通学路における防犯灯等の防犯設備の整備促進  
関係機関とのネットワークの構築  
地域住民との協働によるパトロール活動の推進  
子どもを対象とした防犯指導の実施  
「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置促進

### ✿ 主要課題4 子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭への経済的支援の充実  
保育サービスに対する経済的支援の充実

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

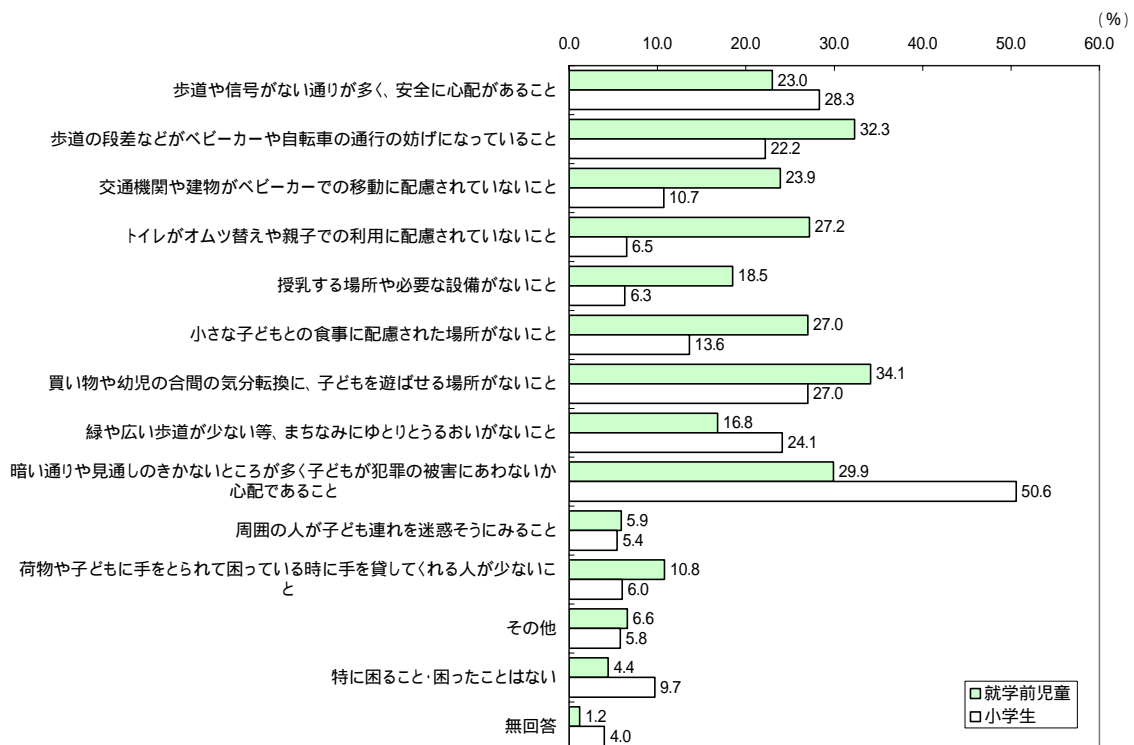
- 1 子どもを交通事故から守るため、総合的な**交通事故防止対策**を推進します。
- 2 公共施設における様々な**バリアフリー化の推進**及び**民間施設に対する啓発**を図ります。また、子どもが**安全・安心に遊べる居場所づくり**を図ります。
- 3 子どもを犯罪等の被害から守るため、**犯罪等の防止に配慮した環境設計**及び**総合的な防犯活動**を推進していきます。
- 4 子育て家庭への**経済的支援の充実**を図ります。

【前期計画の評価】

歩道の段差や遊ばせる場所、暗い通りなどについては就学前児童・小学生ともに「困ること・困ったこと」と回答した保護者が多くなっています(図4-1参照)。特に少年が被害者となる犯罪件数は刑法犯罪被害件数の約2割を占めており(表4-1参照)、安全な歩行空間等の確保が求められます。

また、小中学生の交通人身事故数が多く(表4-2参照)、内容等を検討しながら、今後も引き続き太宰府市交通安全指導員と連携して施策を推進する必要があります。

<図4-1 子どもとの外出の際、困ること・困ったこと>



資料:太宰府市子育て支援課

&lt;表4-1 少年が被害者となった犯罪・事故等の被害件数&gt;

		平成19年	平成20年	増減	
				件数	率(%)
全刑法犯	被害件数	1,540,070	1,458,697	-81,373	-5.3
	少年	304,685	289,035	-15,650	-5.1
	(%)	19.8	19.8	0	-
	成人	1,235,385	1,169,662	-65,723	-5.3
	(%)	80.2	80.2	0	-

資料:警視庁「平成20年の犯罪情勢」

&lt;表4-2 福岡県 学齢別交通人身事故&gt;

年次	総数			未就園児			就園児		
	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数
平成14年	2,503	7	3,980	202	1	736	213	3	419
平成15年	2,608	13	4,083	130	2	712	194	0	373
平成16年	2,674	9	4,129	112	2	659	219	1	422
平成17年	2,661	5	3,998	107	0	606	194	2	398
平成18年	2,456	6	3,862	99	5	580	162	0	387

年次	小学生			中学生		
	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数
平成14年	1,461	2	1,986	627	1	839
平成15年	1,600	9	2,080	684	2	918
平成16年	1,626	3	2,118	717	3	930
平成17年	1,604	2	2,043	756	1	951
平成18年	1,454	1	1,908	741	0	987

資料:福岡県警察本部「交通年鑑」

## 【基本目標4 後期計画目標値】

指標	平成16年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標値
歩道や信号がない通りが多く安全に心配があると感じる割合	19.7%	26.0%	13.0%
暗い通りや見通しのきかないところが多く子どもが犯罪の被害に遭わないか心配であると感じる割合	33.9%	43.3%	22.0%

## 【主要課題】

- (1) 交通安全のための環境整備と活動推進
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) 犯罪防止のための環境整備と活動推進
- (4) 子育て家庭への経済的支援の充実

(主要課題1) 交通安全のための環境整備と活動推進

子どもを交通事故から守るため、総合的な**交通事故防止対策**を推進します。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

役割分担: 家庭・地域・保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

【現状と課題】

子どもが地域の中で健やかに育っていくためには、子どもや子ども連れの親が安心して活動できるような、ゆとりある生活環境が必要です。

ニーズ調査の結果でも、子どもと外出する際に困ること・困ったことについての質問でも、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」と答えた保護者が多くみられます。市内の道路は歩行者の多い道路でも歩道が設置されていないところがたくさんあることから、歩行者、自転車の安全で快適な通行を確保するとともに、交通事故を未然に防ぐため、子どものみならず、高齢者・障害者等の誰もが安心して通行できる安全な道路交通環境づくりが重要です。

また、交通事故は自動車事故がほとんどであり、事故防止のためには自動車の構造と運転者の行動の両面からの防止策が必要です。特に、子どもの自動車事故の重症度を軽減させるには、大人のシートベルトと同じ役目をする「チャイルドシート」の着用が効果的であり、6歳未満の幼児を乗車させる場合には、幼児用補助装置（チャイルドシート）の使用が運転者に義務づけられています。本市では筑紫地区交通安全協会と連携し、市広報への掲載等を通してチャイルドシートの普及啓発活動を実施しています。

また、筑紫野警察署との協働で交通安全教室を毎年開催しています。

子どもを交通事故から守るためには、行政や警察等だけではなく、保育所、学校、子ども自身や親を含め、地域の住民一人ひとりが交通安全に対する意識を高めていくとともに、お互いが連携を図って総合的な交通事故防止対策を推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

1 安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備

- (1) 駐輪場整備や看板等の歩道空間の障害物撤去と同時に違反広告物設置者への指導を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。
- (2) 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく、安全で安心して歩ける歩道の整備を推進します。

2 人身事故の発生割合が高い生活道路の交通環境の改善

- (1) 通学路の歩道確保や段差解消、防護柵や街路灯等の安全施設の整備等、子どもや子ども連れ等の交通弱者に配慮した道路環境づくりを計画的に推進します。
- (2) 生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

## 3 交通安全教育の推進

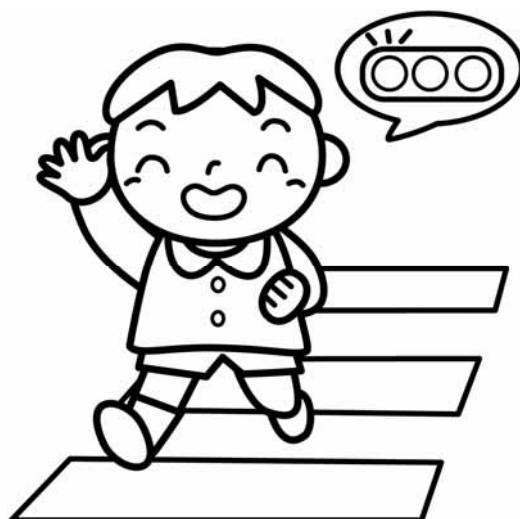
- (1) 警察や太宰府市交通安全指導員と連携して、保育所や幼稚園、学校での交通安全教室の開催を今後も継続していきます。
- (2) 太宰府市交通安全指導員と連携して、子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及びその内容について地域と協働で検討していきます。
- (3) 地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、太宰府市交通安全指導員も含め各種団体や自治会等と連携して、地域における民間の指導者の育成について検討していきます。

## 4 チャイルドシート装着の普及啓発活動の推進

- (1) チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、筑紫地区交通安全協会も含め関係機関等と連携し、普及啓発活動について一層の検討を行っていきます。

## 【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成 17 年度実績	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
28	交通安全教室の開催	保育所や幼稚園、学校での交通安全教室の開催に努めます。	開催数 7 回	開催数 14 回	開催数 22 回



(主要課題2) 誰もが使いやすい施設や公園の整備

公共施設における様々なバリアフリー化の推進及び民間施設に対する啓発を図ります。また、子どもが安全・安心に遊べる居場所づくりを図ります。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

家庭・地域・  
保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

【現状と課題】

市民一人ひとりが大切にされ、誰もが住み慣れた地域の中で自立し、ともに生きる社会にするというノーマライゼーションの理念に沿った社会を実現するためには、様々なバリアを解消する必要があります。子育て社会においても、妊娠期間中の女性や小さな子どもを連れた家族は外出の際、不自由になることがあります。

ニーズ調査の結果においても、外出の際に困ることとして、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」や「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」といったことをあげている保護者が多くみられました。

市庁舎においては、子育て支援課に新たに授乳室を設置したところですが、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関において、さらにバリアフリー化が進められる必要があります。

また、核家族化の進行と現代社会のライフスタイルの変化に伴い、家に帰っても近所に遊び相手が少ない、遊び場がない、戸外で遊ぶよりも家の中で一人で遊ぶことが多い、といった問題がみられます。

子どもたちに豊かな人間性や生きる力を育むためには、子どもたち自身が自主的に参加し、自由に遊ぶ、安心して過ごせるよう、地域全体で子どもを育てる環境を整備することが重要な課題といえます。

本市においては、豊かな自然を活かし、自然観察や健康増進を図れる高雄公園の整備を進めており、整備にあたっては、現地説明会及び住民アンケートを実施し、地域の意見を反映させています。

【施策の方向性】

1 子ども連れが外出しやすい環境の整備

- (1) 妊婦や子ども連れの利用に配慮した公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進を引き続き図っていきます。
- (2) バリアフリー新法等について、企業や民間への啓発を図り、民間施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進に努めます。

2 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

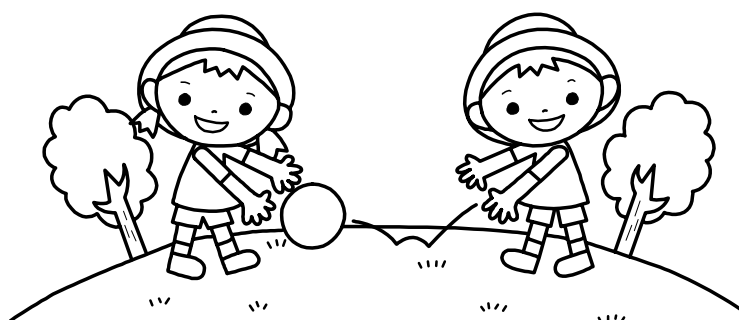
- (1) 公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェアの設置など子育て世帯が安心かつ、利用しやすいトイレの整備に努めます。

## 3 子どもの遊び場の確保

- (1) 地域の子どもの身近な遊び場として、現在ある街区公園について、自治会との協議を踏まえ、老朽化した遊具の再整備を進めていきます。
- (2) 「自然体験広場」等、本市の豊かな自然を活かし、自然とふれあえる公園・施設の整備について地域住民の意見を反映させながら充実を図ります。
- (3) 子どもの遊び場としての機能を考慮した校庭等の学校施設の整備・充実に努めます。
- (4) 子どもが雨天でも気軽に遊べる施設の整備について検討していきます。

## 【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成17年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標
29	地区公園の整備	地域住民の意見を反映した地区公園の整備を図ります。	2か所	2か所	3か所



(主要課題3) 犯罪防止のための環境整備と活動推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、**犯罪等の防止に配慮した環境設計及び総合的な防犯活動を推進して**いきます。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

家庭・地域・  
保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

【現状と課題】

生活に危惧を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するためには、行政や警察等のみならず、子ども自身や親を含め、地域の住民一人ひとりが協力して安全体制・防犯体制を整備していく必要があります。

通学路における防犯灯等の防犯整備は前期計画前から推進しているものの、通学路において防犯設備が必要なところは未だに多い状況です。また、道路交通上の安全等を守るため、広報及びホームページで宅地内樹木の剪定について啓発活動を行ったものの、市内の樹木等繁茂による死角は未だに多いのが実状です。

防犯活動については、平成20年6月に太宰府市安全・安心のまちづくり連絡協議会を立ち上げ、PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等各種団体との情報交換を進めています。各行政区自治会から防犯委員を選出し、更なる自主防犯活動の推進や犯罪等に関する情報の提供に寄与しています。

また、学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体が、各行政区自治会と連携し、登下校時の見守り活動を適宜実施しています。

【施策の方向性】

1 通学路における防犯灯等の防犯設備の整備促進

- (1) 通学路における防犯灯等の防犯設備の整備を自治会と協働で促進します。
- (2) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の促進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。

2 関係機関とのネットワークの構築

- (1) 子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、太宰府市安全・安心のまちづくり連絡会議も含め関係機関等と連携して、PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の情報交換を実施します。
- (2) 住民の自主防犯活動を促進するため、関係機関・団体や地域住民へ犯罪等に関する情報の提供を推進します。

## 3 地域住民との協働によるパトロール活動の推進

(1) 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を今後も推進していきます。

## 4 子どもを対象とした防犯指導の実施

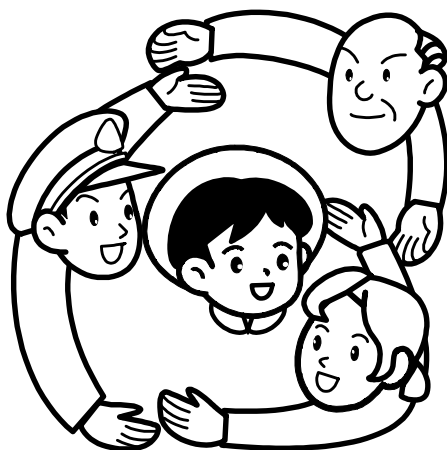
(1) 子どもが犯罪に遭わないようにするため、学校等と連携し、子どもを対象とした防犯指導を実施し、防犯に対する意識の向上に努めます。

## 5 「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置促進

(1) 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援し、地域全体による防犯体制づくりを進めるとともに、定期的に見直しを行っていきます。

## 【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成17年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標
30	青色パトカーの増車	市所有の青色パトカーの増車を図ります。		2台	3台



(主要課題4) 子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭への**経済的支援の充実**を図ります。

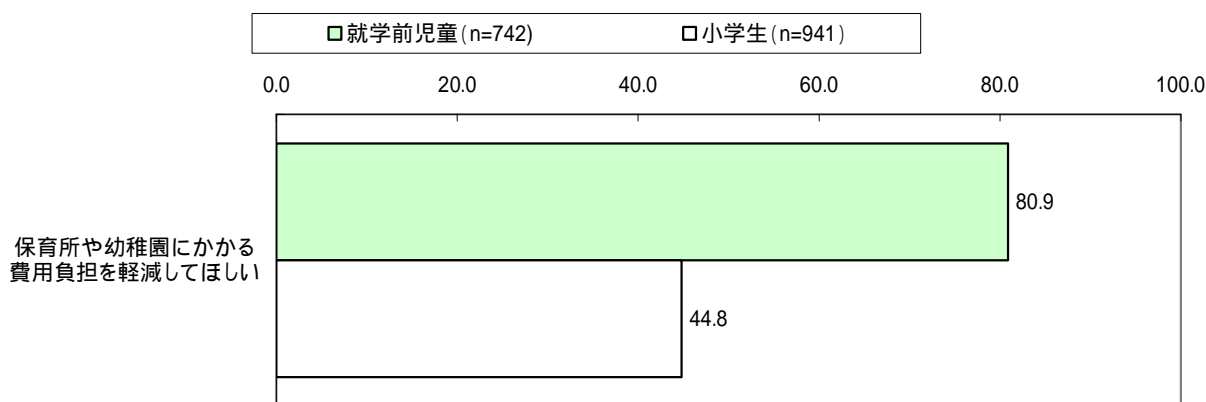
対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭		3歳未満	3歳以上		

【現状と課題】

ニーズ調査の結果では、本市に対する子育て支援の充実を図ってほしい内容として、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」という意見が多数みられることから、保護者の経済状況等によっておこる保育・教育における格差を軽減するため、助成や各種手当の支給など、子育て経費の負担軽減を図っていく必要があるといえます。

本市においては、平成19年10月より認可保育所に同時入所している第3子以降の保育料を無料化し(現在は全国一律に無料化)、平成21年4月からは保育料の減免制度の充実を図ってきました。

< 図4-2 市に対して期待する子育て支援策の充実(保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減について) >



資料: 太宰府市子育て支援課

また、乳幼児医療制度については、対象年齢を平成20年度から就学前まで引き上げ、更に所得制限等も撤廃しました。なお、更なる引き上げについては県の補助がないため、他市町の動向を注視しながら、子育て支援施策の方向性のなかで検討をしていくこととなります。

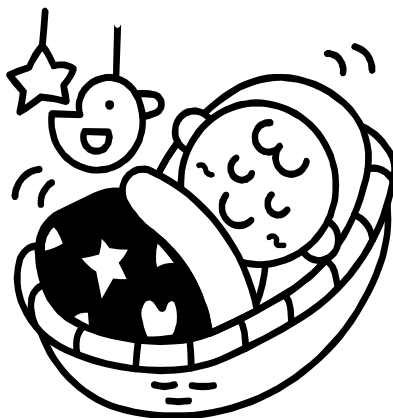
## 【施策の方向性】

## 1 子育て家庭への経済的支援の充実

- (1) 国・県に対して、子育てに関する手当等経済援助制度の充実を要望していきます。
- (2) 就学援助や各種奨学金制度の充実を図るとともに十分な周知に努めます。
- (3) 経済的支援のための施策全般について、各関係機関等と連携し、あらゆる機会を活用して周知徹底を図ります。

## 2 保育サービスに対する経済的支援の充実

- (1) 認可保育所利用者に対する減免制度の周知及び利用促進を図ります。
- (2) 利用者の多い私立幼稚園の支援のため、就園の奨励や運営の補助を継続していきます。
- (3) 届出保育施設利用者に対する支援を検討します。





## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進



- ✿ **主要課題1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等**
  - 父親の子育て参加の促進
  - 仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方への意識改革の推進
- ✿ **主要課題2 仕事と子育ての両立の推進**
  - 子育てに配慮した雇用環境整備の促進

**基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進**

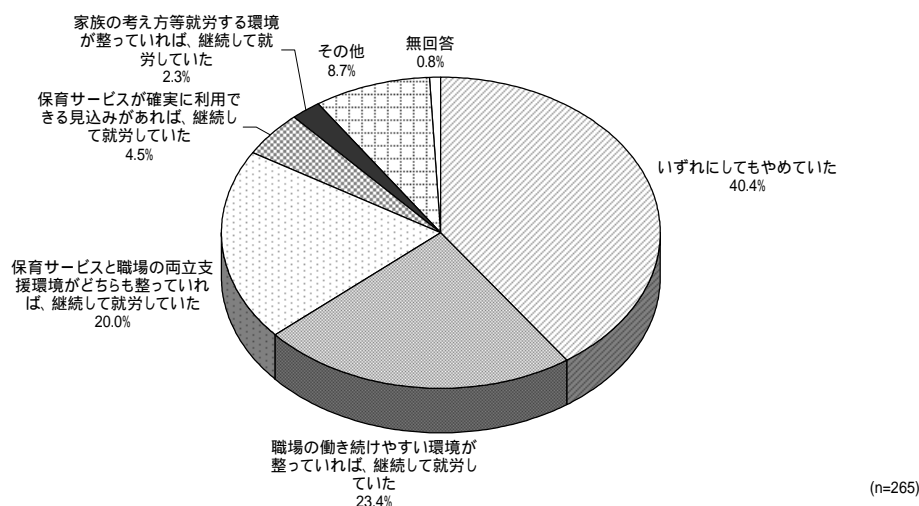
- 1 仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう推進します。
- 2 仕事と子育てが両立できるよう基盤整備を図ります。

【前期計画の評価】

男女共同参画セミナーの開催数は達成されていますが、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」は後期計画において「車の両輪の一つ」とされ、最重要項目の一つであるため、より一層の取組が必要です。

特に「職場の環境が整っていれば」仕事を継続したと回答している保護者が4割を占めているため、企業に対する啓発が求められています（図5-1参照）。

<図5-1 未子出産後の仕事の継続意向>



資料：太宰府市子育て支援課

【基本目標5 後期計画目標値】

指標	平成16年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標値
「仕事時間」と「家事(育児)・プライベートの生活時間」の優先度の希望と現実の差	データなし	43.6ポイント	40ポイント
子育てと仕事が両立できていると思う割合	76.3%	82.3%	85.0%
女性就業率	41.4% (平成17年)	測定中 (平成22年)	45.0%

【主要課題】

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

(主要課題1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう推進します。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭			3歳未満		3歳以上

### 【現状と課題】

子育ては母親のみならず、父親も子どもが健やかな人間性を育むためには重要な役割を担うと考えます。

本市では男女共同参画社会の形成を促進するため、平成14年度に行政が取り組む基本的方針と施策を総合的に定めた「太宰府市男女共同参画プラン」を策定し、男女が対等なパートナーとして、多様な生き方を選択し、十分力が発揮できるよう、その推進に努めており、その中で男女の育児や子育てに関する共同参画についても広報・啓発活動を進めています。また、平成17年には太宰府市男女共同参画推進条例が公布され、平成18年4月に施行されました。この条例は、一人ひとりの人権が尊重された男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

家庭における子育ては父親、母親が共に担うものであることから、今後も職場・地域・家庭における男女の固定的役割分担意識の改革を積極的に促し、性別に関係なく個性や能力を伸ばせる男女共同参画社会の啓発が必要です。また、女性も男性も、ともに仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、「働き方の見直し」も考えていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

#### 1 父親の子育て参加の促進

(1) 各種講座等の開催により、父親の子育て参加意識の醸成と子育てについての学習の支援に努めます。

#### 2 仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方への意識改革の推進

(1) 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識による職場等における慣行その他の働きやすい環境を阻害する諸要因を解消するための職場環境の改善について理解を広めます。

(2) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という考え方の周知とともに、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等の連携を図りながら推進します。

【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成 17 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 26 年度 目標
3 1	「働き方の見直し」 セミナー等の開催	各種講座等の開催により、男女共同参画社会の啓発を推進します。	セミナー6回	セミナー3回 市主催 2回	セミナー3回 市主催 1回
3 2	父親を対象とした 子育て講座の開催	父親の子育て参加意識の醸成と子育てについての学習の支援に努めます。			講座開催数 3回



(主要課題2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てが両立できるよう基盤整備を図ります。

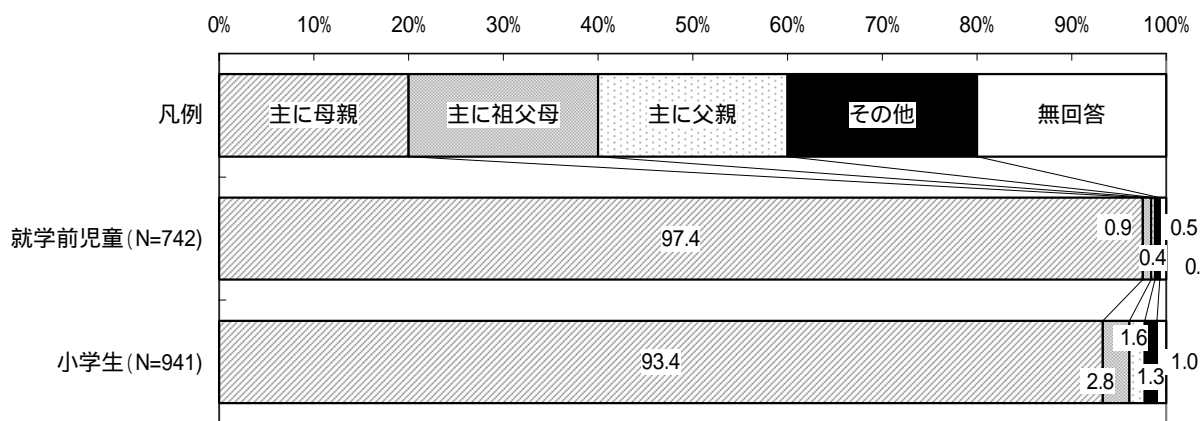
対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
すべての 子育て家庭		3歳未満	3歳以上		

【現状と課題】

少子高齢化の進行により労働力人口の減少が進む中、女性は男性と異なり出産・育児等で一時的に職を離れるといった特有の傾向がみられるとともに、家事や子育ては母親の仕事といった、男女の固定的役割分担から解放されていない状況にあります。

ニーズ調査の結果をみると、子どもの身の回りの世話をしている人は「主に母親」と答えているのが9割以上みられ、依然として家事や子育てにかかる負担は女性の方が大きい状況にあることがわかります。

<図5-2 子どもの主な保育者>



資料: 太宰府市子育て支援課

このような就労形態については、男女共同参画の視点をふまえ、女性の就労状況の改善を図るとともに、仕事と家庭が両立できるような社会的支援を図ることが必要です。

【施策の方向性】

1 子育てに配慮した雇用環境整備の促進

- (1) 育児休業制度の普及と取得の促進をはじめ、労働時間短縮やフレックスタイム制等の子育てのために望ましい雇用環境のあり方について、企業に対して啓発を行うとともに国・県との連携のもと各種制度を利用しやすい環境づくりに努めます。
- (2) 出産や育児のために退職した人の再就職を支援するため、関係機関との連携のもと、技術習得講座の開催や就職情報の提供・相談体制の充実を図ります。



## 基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進



- ✿ **主要課題1 児童虐待防止対策の充実**  
児童保護・児童虐待防止対策の推進
- ✿ **主要課題2 被害に遭った子どもの保護の推進**  
被害児童を対象とした支援体制の推進
- ✿ **主要課題3 母子家庭等の自立支援の推進**  
ひとり親家庭の相談体制の充実  
ひとり親家庭の支援体制の充実
- ✿ **主要課題4 障害児施策の充実**  
ノーマライゼーションの啓発  
療育相談・指導等の充実  
福祉サービス・リハビリテーション等の充実

**基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進**

- 1 児童虐待防止を図るため、**関係機関と連携し、発生予防、早期発見、早期対応等**に努めます。
- 2 被害に遭った子に対して、精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、学校等の**関係機関と連携したきめ細かな支援**を実施します。
- 3 母子家庭等の児童の健全な育成を図るため、**子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策**について、総合的な対策を適切に実施します。
- 4 障害の原因となる**疾病や事故の予防、早期発見・治療の推進**や**家族への支援**及び**障害児の自立を支援**するために総合的な対策を実施します。

**【前期計画の評価】**

虐待相談件数が増加していますが、これは、太宰府市要保護児童対策地域協議会も含め各関係機関との連携が進み、児童虐待防止に対する市民への啓発が図られてきた結果とも言えます。

また、母子家庭等の自立支援については、平均収入が一般世帯の4割に満たず（表6-1参照）早急な対応が求められていますが、財政的に支援員を雇用するのが困難であり、前提として母子自立支援体制の整備が必要です。

<表6-1 ひとり親世帯の年間収入状況>

	全世帯平均	母子世帯	父子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入
平均収入	563.8万円	213万円	421万円	37.8
うち就労収入		171万円		

資料：平成18年 母子世帯等調査結果報告

**【基本目標6 後期計画目標値】**

指標	平成16年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標値
虐待相談件数	26件 (平成19年度)	61件	70件
児童扶養手当受給者のうち受給者本人の所得増により全部支給停止となった人の割合	4.3%	4.4%	5.0%
障害児福祉手当の受給者数		317人	348人

**【主要課題】**

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 被害に遭った子どもの保護の推進
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 障害児施策の充実

## (主要課題1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止を図るため、関係機関と連携し、発生予防、早期発見、早期対応等に努めます。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
特に支援を 必要とする 家庭			3歳未満		3歳以上

## 【現状と課題】

子どもは、親の保護のもとで成長していきますが、大人と同じ人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、近年のライフスタイルの変化に伴い、近所づきあいが希薄化した現代において、児童虐待は今や大きな社会問題にまで発展しています。子育てに対して不安や悩みを抱えていても近隣に頼れる人や相談する人が少ないなど、親の孤立化をはじめ、育児力の低下など様々な問題が原因として考えられますが、子どもが健やかに成長する権利を侵害している状況にあるのは確かなことといえます。

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な支援体制を整備するとともに、福祉、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関に加え、NPOやボランティア団体なども含め、様々な人々が幅広く協力していくことが必要不可欠といえます。

本市では、平成19年4月に太宰府市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止に努めています。

## 【施策の方向性】

## 1 児童保護・児童虐待防止対策の推進

- (1) 児童虐待の早期発見のため、太宰府市要保護児童対策地域協議会も含め関係機関との連携を図るとともに、要保護児童に関する通告義務等、児童虐待防止について市民への啓発に努めます。
- (2) 要保護児童に対して、適切な保護が行われるよう保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関の連携を図ります。
- (3) ショートステイ、トワイライトステイ事業の充実を図ります。
- (4) 県や児童相談所等との連携により、家庭環境に恵まれない子どものための里親制度の啓発に引き続き努めます。
- (5) 母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業等の相談体制の整備など、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成17年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標
33	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ、 ショートステイ)	子育て短期支援事業について、現在委託契約している施設のほかに、近隣の受入施設が確保できるように努めます。	1か所	1か所	2か所
17 【再掲】	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん 事業)の充実【再掲】	母子の援助を行うために、乳児家庭全戸訪問事業を充実し、養育について相談、助言等の充実を図ります。			100%



## (主要課題2) 被害に遭った子どもの保護の推進

精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、**学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援**を実施します。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
特に支援を 必要とする 家庭			3歳未満		3歳以上

役割分担: 家庭・地域・保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

## 【現状と課題】

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進のみならず、はからずも被害に遭ってしまった子どもが再び社会に復帰し、地域の住民と共に暮らしていけるよう、被害に遭った子どものケアも必要と考えます。本市には専属のカウンセラーがおらず、また専門家による支援体制が作りにくいという問題がありますが、関係機関とより協力し、児童を支援していく必要があります。

## 【施策の方向性】

## 1 被害児童を対象とした支援体制の推進

- (1) 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し立ち直りを支援するため、学校等の関係機関と専門家の連携による支援体制を構築し、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、きめ細やかな支援を実施していきます。

## 【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成17年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標
22 【再掲】	スクールカウンセラー 活用事業の促進【再掲】	小学校、中学校へスクールカウンセラーを派遣し、学校内での教育相談回数の増加を図るなど、更なる充実に努めます。	派遣校数 4校	派遣校数 11校	派遣校数 11校

(主要課題3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、**子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策**について、総合的な対策を適切に実施します。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
特に支援を 必要とする 家庭			3歳未満		3歳以上

家庭・地域・  
保育所・幼稚園・学校  
行政・NPO、企業

【現状と課題】

近年、離婚等を原因としてひとり親家庭が全国的に増加傾向にあり、今後も増えていくと予想されます。

母子家庭は、児童の教育、進学、しつけなどの点で悩みをかかえており、多くの場合、経済的、社会的に不安定な状態にあります。父子家庭の経済的基盤は比較的安定しているものの、児童の養育や日常的な家事等の悩みを持っています。

本市ではひとり親家庭に対しても様々な支援事業を実施しているほか、生活一般、児童、生活支援等についての相談・助言を行っています。

これらの家庭が安定した生活を送るとともに、これらの家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【施策の方向性】

1 ひとり親家庭の相談体制の充実

- (1) 家庭児童相談室等の相談体制の充実を図りながら、関係各課と連携を図り、母子自立支援体制の整備等について検討します。
- (2) 主任児童委員を中心に、民生委員・児童委員等の関係団体の連携を強化し、地域の相談機能の充実を図ります。

2 ひとり親家庭の支援体制の充実

- (1) ひとり親家庭等医療制度や各種貸付金制度の利用促進や経済的支援に努めるとともに、企業に対して積極的な雇用を求めていきます。

## 【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成17年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標
34	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	家庭児童相談室等の相談体制の充実を図ります。	母子自立支援員 0名	母子自立支援員 0名	母子自立支援員 1名
14 【再掲】	病児・病後児保育事業の実施【再掲】	病児・病後児保育事業を実施します。	登録者127人 1か所	登録者608人 1か所	登録者1,000人 2か所
1 【再掲】	一時預かり事業の充実【再掲】	認可保育所・幼稚園等の一時預かり事業の充実を図ります。	6.40人/日 1か所	7.20人/日 1か所	18人/日 3か所
33 【再掲】	子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）【再掲】	子育て短期支援事業について、現在委託契約している施設のほかに、近隣の受入施設が確保できるよう努めます。	1か所	1か所	2か所



(主要課題4) 障害児施策の充実

障害の原因となる**疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進**や**家族への支援**及び**障害児の自立を支援**するために総合的な対策を適切に実施します。

対象	ライフステージ				役割分担
	出産期前	乳・幼児期		小学校 就学期	
特に支援を 必要とする 家庭			3歳未満		3歳以上

家庭・地域・  
 保育所・幼稚園・学校  
 行政・NPO、企業

【現状と課題】

障害児にとって、身近な地域で安心して生活できるようにするには、障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることなく、生活を送ることができるノーマライゼーションの理念に基づいた施策の展開のほか、障害の原因となる疾病の予防、及び障害の早期発見・治療を図ることも必要です。

妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することに加え、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉、教育の様々な分野において総合的な取組を進めていくとともに、保護者に対する育児相談など、障害児を持つ家族への支援も併せて行うことが必要といえます。

本市では、障害者に対する職業訓練の募集等を広報に掲載し、住民から障害福祉教育の要望があった場合は出前講座に出ており、社会福祉実習生の生徒には車椅子、アイマスクの体験学習を行うなど、ノーマライゼーションの啓発に努めているほか、社会福祉協議会、保健センター、保健所、福祉課と共催の住民福祉講座を開催しています。ボランティアの育成と活動の活性化については、社会福祉協議会で職員1名をボランティア担当者として定め、ボランティア団体、個人登録者に対する活動支援、調整及び情報提供を行っています。

また、本市は就学相談、適正就学啓発などの事業を実施しており、就学前の早期段階から障害の種類や程度を判断し、その児童の能力、特性に応じた教育の可能性を見出し、保護者の十分な理解と協力を求めるとともに、適正な就学指導が行われるよう努めているほか、特別支援教育コーディネーターを市内小・中学校11校中11人確保しているとともに、コーディネーターの資質向上を図るため、県が主催する特別支援教育コーディネーター養成講座に参加しています。

【施策の方向性】

1 ノーマライゼーションの啓発

- (1) 各種広報活動のほか、交流事業の充実に努め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。
- (2) 社会福祉協議会と連携し福祉教育の推進を図ります。
- (3) 障害者(児)やその家庭を対象に活動するボランティアの育成と活動の活性化を図るため、指導者の養成や情報提供、組織づくり等の基盤整備に努めます。

## 2 療育相談・指導等の充実

- (1) 保健、医療、福祉、学校等関連機関が連携し、子どもの能力や特性など発育段階に応じた療育・教育についての相談及び指導の充実を図ります。
- (2) 母子保健事業と療育事業との連携強化に努めます。
- (3) 認可保育所における障害児保育の充実に努めます。
- (4) 関係機関との連携のもと、特別支援教育コーディネーターの養成を図り、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、適切な指導、及び必要な支援を推進します。
- (5) 特別児童扶養手当等、障害児家庭への経済的援助事業についての周知を図ります。

## 3 福祉サービス・リハビリテーション等の充実

- (1) 障害児及びその家庭の在宅生活の支援のために、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅福祉サービスやリハビリテーションの充実に努めるとともに、各事業の利用促進を図ります。
- (2) 障害児に対する保育サービスの望ましいあり方について検討していきます。

## 【主な施策】

施策番号	事業名等	施策の概要	平成17年度実績	平成20年度実績	平成26年度目標
35	療育相談の充実 (社会福祉士配置)	療育相談の充実を図るため、専門家(社会福祉士)の配置に取り組みます。	0人	0人	1人
36	認可保育所における 障害児保育の充実	すべての認可保育所での障害児の受け入れに取り組みます。	3か所	6か所	10か所
37	特別支援教育コーディネーターの養成・配置	特別支援教育コーディネーターの養成に取り組み、特別支援教育の充実を図ります。	11校11人	11校11人	11校11人

